

DISCLOSURE **2016**

SBI Insurance Co., Ltd.

---

**SBI損害保険の現状**

**SBI損保**

## はじめに

日頃より、皆様のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の経営方針、事業概況、財務状況等を皆様にわかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「SBI損害保険の現状 2016」を作成いたしました。

本誌が弊社をご理解いただくにあたり、皆様のお役に立てれば幸いに存じます。

今後とも温かいご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## ごあいさつ

おかげさまで、平成20年1月の営業開始から8年半の社歴を重ねることができ、弊社の保険へのご加入者も毎年順調に増え続け、今日まで業態・業容ともに飛躍的な企業成長を遂げることができました。これもひとえに皆様のご支援の賜と、弊社役職員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

平成27年度におけるわが国の経済は、欧州経済の景気鈍化や中国経済の成長減速などの影響により外需の勢いがやや弱まったこと、内需における個人消費において伸び悩みが続いたことなどにより、全般的に景気回復がやや弱含みに推移いたしました。弊社の属する損害保険業界におきましては、収入保険料が堅調に推移しましたが、台風や集中豪雨等の自然災害が頻発したことの影響により保険金の支払いが増加するなど、収益面においては前年度に比べ厳しい状況にありました。

このような経営環境の下、弊社は「長期的に持続可能な事業基盤の確立」および「お客様の十分な信頼を得られる業務運営態勢の構築」を目標に掲げ、全役職員が一丸となって智恵と工夫を集結するとともに不断の努力をもって確固たる事業基盤の構築に注力してまいりました。

その取り組みの結果、中期経営計画の最重要目標のひとつである、期間損益(IFRSベース)の平成27年度通期黒字化を達成しました。また、損害サービス部門における事故解決率などのお客様の信頼に直結する重要指標も大きく改善を示す結果となり、業務品質の大幅な向上を実現することができました。

今後も、弊社の経営理念である「お客様中心主義」を徹底し、高まるお客様のニーズや保険事業者としての社会的責任にお応えすべく、全役職員が更なる努力を重ね、より高い業務品質、より良いサービスの提供に注力してまいりますので、皆様におかれましては引き続き一層のご支援・ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

# SBI損保

SBI損害保険株式会社  
代表取締役社長

# 城戸博程

# 目次

## I 保険会社の概況および組織

1   代表的な経営指標等	2
2   経営理念	3
3   会社の沿革	3
4   組織	4
5   株主・株式の状況	5
6   役員・会計監査人・従業員の状況	6
7   社会公共活動	6

## II 保険会社の主要な業務の内容

1   取扱商品	8
2   各種サービス	10
3   お客さま満足度向上への取り組み	12
4   保険の仕組み一般	16
5   約款	16
6   保険料	17
7   保険金のお支払い	17
8   保険募集	18

## III 保険会社の運営

1   コーポレート・ガバナンス態勢	20
2   内部統制システムの構築および運用状況の概要	21
3   リスク管理の態勢	22
4   法令等遵守の態勢	24
5   健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性 (第三分野に係るものに限る)	25
6   社外・社内の監査・検査体制	25
7   CSR(企業の社会的責任)	25
8   個人情報保護方針(プライバシーポリシー)	25
9   反社会的勢力に対する基本方針	29
10   利益相反管理方針の概要	29

## IV 保険会社の主要な業務に関する事項

1   直近の事業年度における事業の概況	31
2   直近の5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	32
3   直近の事業年度における 業務の状況を示す指標等	32
1. 主要な業務の状況を示す指標等	32
2. 保険契約に関する指標等	36
3. 経理に関する指標等	38
4. 資産運用に関する指標等	42
5. 特別勘定に関する指標	45

## V 直近の2事業年度における財産の状況

1   計算書類等	46
1. 貸借対照表	46
2. 損益計算書	49
3. キャッシュ・フロー計算書	51
4. 損失処理の状況及び諸指標	52
5. 株主資本等変動計算書	53
2   リスク管理債権	54
3   元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	54
4   債務者区分に基づいて区分された債権	54
5   保険会社に係る保険金等の支払能力の 充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)	54
6   時価情報等	55
7   監査法人による監査の状況	57
8   当社及びその子会社等の概況	57

## 損害保険用語の解説

58

# I 保険会社の概況および組織

## 1 代表的な経営指標等

項目	平成26年度	平成27年度	指標の解説
元受正味保険料	25,788百万円	29,055百万円	ご契約者からお預かりした保険料から諸戻金を控除した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。
正味収入保険料	24,747百万円	23,701百万円	ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減した額で損害保険会社の売上規模を示す指標のひとつです。 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-出再正味保険料
正味損害率 (元受損害率)	77.6% (76.1%)	86.1% (74.7%)	正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味損害率(%)=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料×100 ( )内の数字は元受正味保険料と元受正味保険金で算出した元受損害率です。 元受損害率(%)=(元受正味保険金+損害調査費)÷元受正味保険料×100
正味事業費率 (元受事業費率)	22.8% (23.3%)	18.6% (20.8%)	正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて「正味収入保険料」で除した割合です。 正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100 ( )内の数字は元受正味保険料で算出した元受事業費率です。 元受事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+支払諸手数料及び集金費)÷元受正味保険料×100
保険引受利益 又は損失(△)	△669百万円	102百万円	正味収入保険料等の「保険引受収益」から、保険金・損害調査費等の「保険引受費用」と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額等)を加減したもので、保険本業での最終的な損益を示すものです。 保険引受利益(損失)=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常損失	2,394百万円	1,634百万円	正味収入保険料、利息及び配当金収入、有価証券売却益等の「経常収益」から、正味支払保険金、有価証券売却損、営業費及び一般管理費等の「経常費用」を差し引いたもので、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものです。
当期純損失	2,440百万円	1,633百万円	経常利益(経常損失)に特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額等を加減したもので、保険会社の最終的な利益(損失)を示すものです。
単体ソルベンシー・ マージン比率	349.3%	330.5%	保険会社における保険金の支払余力を示します。保険会社は、保険契約上の責任を果たすための引当として責任準備金を積み立てていますが、予想を超えた保険事故のリスクや、資産運用をめぐるリスクなどが発生した場合に、自己資本や準備金を取崩して対応する必要があります。ソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。
総資産額	35,537百万円	34,537百万円	損害保険会社が保有する現金・有価証券・貸付金等の資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」であり、損害保険会社の資産規模を示すものです。
純資産額	9,206百万円	7,577百万円	損害保険会社が保有する資産の合計である総資産から、責任準備金等の負債を控除したものであり、貸借対照表上の「純資産の部合計」で、損害保険会社の担保力を示します。
その他有価証券 評価差額	1百万円	5百万円	「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」等により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、子会社株式および関連会社株式、責任準備金対応債券、その他有価証券に保有目的で分類します。その他有価証券評価差額は、その他有価証券の時価と取得原価の差額(いわゆる含み損益)から法人税等相当額を控除したものです。
リスク管理債権	該当なし	該当なし	貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している不良債権額です。貸付金の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分類されています。
資産の自己査定 結果における 分類額計	—	—	保有資産を価値の毀損の危険性等に応じて、自己で分類区分をします。債務者の状況及び債権の回収可能性の評価に応じてI、II、III、IVの4つに分類し、このうち、何らかの回収の危険性又は価値の毀損の可能性があるII、III、IV分類の合計額です。

## 2 経営理念

私たちSBI損保は、「より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために」をミッションに、インターネットを最大限活用し、お客さまによりわかりやすく、身近で、より利便性の高い損害保険サービスを提供すべく、従来の概念にとらわれることなく先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

### ミッション

より多くのお客さまの生活に、より大きな安心をお届けするために

### ビジョン

私たちSBI損保は、インターネットの普及や携帯電話の発達をもたらす新しいライフスタイルの中で、従来の概念にとらわれることなく、わかりやすく、利便性の高い先進的な「顧客中心主義」のサービスを追求してまいります。

### 4つの基本指針

SBI損保は、インターネットの利便性を最大限活用し、お客さまにとって最適なサービスを提供するために以下の4つの指針を実現してまいります。

#### 合理的な保険料と最適な商品の提供

徹底した業務の効率化により、お客さまの求める保険商品をリーズナブルな保険料で。

SBI損保は、たゆまぬ経営努力により、お客さま一人ひとりのニーズに合った保険サービスを実現いたします。

#### 簡潔でわかりやすいサービスの実現

複雑な保険サービスをわかりやすく、申込やお手続きを簡単・便利に。

SBI損保は、お客さまの視点に立ち、簡単でわかりやすいサービスを実現してまいります。

#### 常にお客さまにとって身近な保険会社であること

いつでも、どこでも安心してご利用いただける保険会社。

SBI損保は、全国対応のサービスネットワークとインターネットを通じた万全のサポート体制を実現し、お客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。

#### 保険業界のイノベーターであり続けること

利便性の高い先進的な保険サービスの追求と新たな事業への継続的な取り組み。

SBI損保は、常に自己進化を怠らず、新たな保険サービスの創造に挑戦し続けてまいります。

私たちSBI損保は、急速に進化する情報化社会において、ライフスタイルの変化、お客さまニーズの多様化などにお応えすべく、常にお客さまの立場に立った「顧客中心主義」を貫くことで、損害保険事業を通じた社会貢献を実現していきたいと考えております。

## 3 会社の沿革

2006年 6月	SBIホールディングス株式会社とあいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)の共同出資によりSBI損保設立準備株式会社設立
2007年 2月	ソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)が新たに出資
2007年12月	損害保険業の免許を取得 商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年 1月	営業を開始
2008年10月	位置情報通知サービス「SBI損保GPSナビ」を開始
2009年 7月	「SBI損保Webチャットサービス」を開始
2010年 9月	モバイルサイトでのお見積りおよびお申込みの受付を開始
2011年 4月	損害サービス体制を強化(3サービスセンターから5サービスセンターへ)
2011年 7月	エイチ・エス損害保険株式会社の「海外旅行保険」および 日本震災パートナーズ株式会社(現SBI少額短期保険株式会社)の「地震補償保険」の取扱いを開始
2011年10月	東京コンタクトセンターを設立
2012年 8月	「がん治療費用保険」の販売を開始
2012年 8月	セゾン自動車火災保険株式会社の「組立式火災保険」の取扱いを開始
2013年 7月	損害サービス体制を強化(5サービスセンターから10サービスセンターへ)
2013年10月	九州コンタクトセンター(佐賀県鳥栖市)の設立
2013年10月	いきいき世代株式会社(現SBIいきいき少額短期保険株式会社)の「医療保険」および「死亡保険」の取扱いを開始
2015年11月	「SBI損保安心ロードサービス」と「タイムズクラブ」のロードサービス「カーレスキュー」の併用による無料サービス範囲拡大
2016年 2月	SBI生命保険株式会社の「医療保険」および「定期保険」の取扱いを開始
2016年 3月	トライアングル少額短期保険株式会社の「自動車部品保険」の取扱いを開始

# I 保険会社の概況および組織

## 4 組織

### 1. 本社機構

(2016年7月1日現在)



## 2. 店舗所在地

### ① 本社

〒106-6018  
東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー 18階  
電話番号 03-6229-0060 (代表)

### ② 損害サービス部

〒150-0043  
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号  
渋谷道玄坂東急ビル5階・7階・10階  
電話番号 03-6861-3030 (代表)

### 大阪サービスセンター

〒532-0003  
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目5番24号  
新大阪第一生命ビルディング3階  
電話番号 094-288-9600

### ③ カスタマーサービス統括部

東京コンタクトセンター  
〒150-0043  
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル4階  
電話番号 0800-8888-581 (フリーコール)

### 九州コンタクトセンター

〒841-0026  
佐賀県鳥栖市本鳥栖町537番1号 フレスポ鳥栖2階  
電話番号 0800-8888-581 (フリーコール)

### ④ 事業開発部

#### お見積りセンター

〒150-0012  
東京都渋谷区広尾1丁目13番7号 恵比寿イーストビル3階  
電話番号 0120-925-614 (フリーコール)

### ⑤ 全国サービスネットワーク

(2016年3月末現在)

SBI損保安心工場ネットワーク : 全国約1,450カ所

SBI損保安心ロードサービス拠点 : 全国約9,720カ所

## 5 株主・株式の状況

### 1. 基本事項

株主総会開催時期 : 毎年4月1日から4ヶ月以内  
決算期日 : 毎年3月31日  
公告方法 : 電子公告(※) (※)公告掲載URL (<http://www.sbisonpo.co.jp/koukoku/index.html>)

### 2. 株式分布状況および株主

(2016年7月1日現在)

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する 持株数の割合
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,923,467株	98.07%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	94,070株	1.87%
ソフトバンクグループ株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	3,000株	0.06%

### 3. 資本金の推移および最近の新株の発行

(2016年7月1日現在)

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増資額	資本金の額	資本準備金の額
2006年 6月 1日	2,000株	2,000株	—	100百万円	0百万円
2007年 2月28日	58,000株	60,000株	2,900百万円	1,550百万円	1,450百万円
2009年 9月17日	79,160株	139,160株	3,000百万円	3,050百万円	2,950百万円
2010年 5月26日	142,483株	281,643株	5,000百万円	5,550百万円	5,450百万円
2011年 8月30日	35,540株	317,183株	1,000百万円	6,050百万円	5,950百万円
2011年 9月29日	19,303株	336,486株	500百万円	6,300百万円	6,200百万円
2011年 10月28日	12,595株	349,081株	300百万円	6,450百万円	6,350百万円
2011年 11月30日	13,131株	362,212株	300百万円	6,600百万円	6,500百万円
2011年 12月28日	36,280株	398,492株	800百万円	7,000百万円	6,900百万円
2012年 1月31日	23,498株	421,990株	500百万円	7,250百万円	7,150百万円
2012年 2月29日	39,632株	461,622株	800百万円	7,650百万円	7,550百万円
2012年 3月30日	206,537株	668,159株	4,000百万円	9,650百万円	9,550百万円
2012年 6月19日	52,377株	720,536株	800百万円	10,050百万円	9,950百万円
2012年 9月28日	2,000,000株	2,720,536株	6,000百万円	13,050百万円	12,950百万円
2013年 5月31日	500,000株	3,220,536株	1,500百万円	13,800百万円	13,700百万円
2013年 8月30日	500,000株	3,720,536株	1,500百万円	14,550百万円	14,450百万円
2013年 11月29日	1,000,000株	4,720,536株	3,000百万円	16,050百万円	15,950百万円
2014年 9月30日	66,667株	4,787,203株	200百万円	16,150百万円	16,050百万円
2015年 3月31日	233,334株	5,020,537株	700百万円	16,500百万円	16,400百万円

# I 保険会社の概況および組織

## 6 役員・会計監査人・従業員の状況

### 1. 役員・監査人の状況

役職名	氏名	担当業務および主な兼職の状況	(2016年6月28日現在)
代表取締役社長	きど 城戸 博雅		
取締役	ふじおか 藤岡 和之輔	システム部	
取締役	かわしま 川嶋 恒彦	事業開発部	
取締役	つじな 辻中 誠	カスタマーサービス統括部	
取締役	おおさわ 大澤 祐一	損害サービス部	
取締役	ねじめ 称震 大輔	業務統括部	
取締役	たかだ 高田 和弘	経理財務部	
取締役	きむら 木村 正重	経営企画部	
取締役	あさくら 朝倉 智也	(SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員専務) (モーニングスター株式会社 代表取締役社長) (SBI少額保険ホールディングス株式会社 代表取締役社長) (SBIいきいき少額短期保険株式会社 取締役) (SBI生命保険株式会社 取締役)	
常勤監査役(社外)	さいき 斎木 達夫		
監査役(社外)	はやかわ 早川 久		
監査役	おの 小野 忠人	(SBIホールディングス株式会社 内部監査部長)	
監査役	たなか 田中 孝広	(SBIホールディングス株式会社 財務部 部長)	
執行役員	はやの 早野 梵天丸	マーケティング部	
執行役員	ひぐち 樋口 健二	カスタマーサービス統括部	
執行役員	くどう 工藤 賢一	コンプライアンス統括部、総務人事部	

### 2. 会計監査人の状況

氏名又は名称	有限責任監査法人トーマツ
--------	--------------

### 3. 従業員の状況

(2016年3月31日現在)

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
従業員数	409名	452名	43名	39.9歳	2.9年	4,096千円

## 7 社会公共活動

一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。主な取組みは以下のとおりです。

### 1. 交通安全対策

#### (1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

#### (2) 交通安全啓発活動

##### ① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

##### ② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

##### ③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が増加していることから、チラシを作成し、高齢者に対して安全な行動による事故防止を呼びかけています。

#### ④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

## 2. 防災・自然災害対策

### (1) 地域の安全意識の啓発

#### ① 小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

#### ② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

### (2) 地域の防災力・消火力強化への取り組み

#### ① 軽消防自動車の寄贈

地域の消火力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

#### ② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援・約 20 万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

#### ③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、e ラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

## 3. 犯罪防止対策

### (1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

2003 年から 10 月 7 日を「盗難防止の日」と定め、毎年、各地の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

### (2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に 2001 年の発足当初から民間側事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

### (3) 不正修理業者に関する注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険金が使える」と言って勧誘する業者とのトラブル相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、独立行政法人国民生活センターと連携してチラシを作成し、啓発活動を行っています。

### (4) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

## 4. 環境問題への取り組み

### (1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっている CO<sub>2</sub> の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

### (2) 自動車修理における部品補修の推進

リサイクル部品の活用同様に、産業廃棄物と CO<sub>2</sub> の排出量の抑制を目的として、啓発動画やチラシによる部品補修の推進に取り組んでいます。

※啓発動画は損保協会ホームページやユーチューブに公開しています

### (3) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

### (4) 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO<sub>2</sub> 排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

## 5. 保険金不正請求防止に向けた取り組み

### (1) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013 年 1 月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

### (2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第 246 条第 1 項 人を欺いて財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。

第 2 項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

### (3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

「これ位ならいいだろう」という出来心による保険金不正請求を防止するため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやユーチューブに公開しています。

# II 保険会社の主要な業務の内容

## 1 取扱商品

### SBI損保の自動車保険（個人総合自動車保険）

#### 1. ネット損保ならではの納得価格

インターネットの利便性を最大限に活用し、業務の効率化とお客さまを直接サポートすることにより削減されたコストを保険料に還元させ、納得の保険料のご提供を実現しています。

#### 2. 合理的な保険料の算出基準

##### ① 「お車の条件」に合わせた保険料設定

車種・型式によって保険料が異なるほか、お車を業務で使用する場合やレジャーで使用する場合など、使用目的によっても保険料が異なります。例えば、主に土日や祝日にしかお車を使用しない方は、保険料がお安くなります。

##### ② 「お客さまの条件」に合わせた保険料設定

運転者の年齢や範囲、運転免許証の色によって保険料が異なるほか、ノンフリート等級や事故有係数適用期間によっても保険料が異なります。例えば、ゴールド免許をお持ちの方や運転者を「ご本人」に限定される場合などは、保険料がお安くなります。

#### 3. 各種割引

##### ① インターネットのお手続きによる割引

インターネットを通じてご契約をお申込みいただくと保険料を10,000円割り引きます。さらに、保険証券の発行が不要な場合は保険料を500円割り引きますので、保険料が最大10,500円割り引になります。

##### ② 「車両の条件」による割引

契約自動車が新車（保険始期日時時点で初度登録から25か月以内）である場合に保険料を割り引きます。（一部、割引の対象にならないお車があります。）

#### 4. 万一来るに備える充実した補償

お客さま一人ひとりのニーズに応えるため、個々の補償種類について付帯の有無や金額の設定を自由に組み合わせでご契約いただけます。（※）対人賠償保険、無保険車傷害保険、自損事故保険は自動付帯のため、除きます。

##### ① 相手の方への補償

###### ● 対人賠償保険

契約自動車による自動車事故により、他人（歩行者、相手の車の搭乗者の方）を死傷させてしまい法律上の損害賠償責任を負担する場合、自賠責保険の保険金額を超える部分の保険金をお支払いします。

###### ● 対物賠償保険

契約自動車の事故による自動車事故により、相手の車や自転車、ガードレールや街灯など他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

##### ② ご自身・搭乗者の方への補償

###### ● 人身傷害補償保険

契約自動車の事故により、乗車中の方が亡くなられた場合やケガをされた場合に治療費や休業・逸失利益などを補償いたします。また、記名被保険者やそのご家族の方が歩行中に自動車事故に遭われた場合も補償の対象となります。

###### ● 無保険車傷害保険

保険をつけていない車や補償内容が不十分な車との事故により、死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

###### ● 自損事故保険

運転ミス等による自損事故で契約自動車に乗車中の方が死傷し、自賠責保険および人身傷害補償保険による補償が受けられない場合に保険金をお支払いします。

###### ● 搭乗者傷害保険

契約自動車に乗車中の方が死傷された場合、死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金などをお支払いします。

##### ③ お車の補償

###### ● 車両保険

契約自動車が、他の自動車との衝突・接触・火災などで損傷したり、盗難などに遭ったりした場合に保険金をお支払いする保険です。車両保険の種類は、補償範囲が広い「一般車両」と、補償範囲が一部限定された「車対車+限定A」をご用意しております。

## SBI損保のがん保険(自由診療タイプ)がん治療費用保険

### 1. ネットを活用した割安な保険料

インターネットを活用し業務を徹底的に効率化。削減したコストを保険料に還元しました。  
例えば、男性30歳なら、保険料は月々たったの970円。(がん診断保険金額100万円、保険期間5年、2016年4月始期)

### 2. 実際にかかった治療費を実額補償

入院日数や通院日数に対して一定の保険金を支払うのではなく、実際にかかった治療費を、かかった分だけお支払いします。そのため、がんの入院治療費を実質自己負担0円にできます。(※1)  
さらに、がんと診断されたときには一時金として100万円お支払いします。(※2)

### 3. 通院治療費は最大1,000万円まで補償(※3)

抗がん剤治療による通院や退院後の補助療法、セカンドオピニオン外来まで補償します。しかも通院日数に制限はありませんので、安心してがん治療を続けることができます。

### 4. 先進医療だけでなく自由診療も補償

治療費が全額自己負担になってしまう先進医療や、先進医療にも当てはまらない最新の治療方法である自由診療についても実額で補償します。(※4)

### 5. 医療機関への直接支払(※5)

先進医療や自由診療の費用を、弊社から医療機関に直接お支払いすることが可能です。高額な治療費を立て替える心配はいりません。

※1 公的医療保険制度にて保障されるべき金額(公的保険診療で可能な診療を自由診療にて行った場合の公的保険診療相当分、高額療養費相当額)はお支払いの対象となりません。治療費等の実額を支払う他の保険契約がある場合は、他の保険契約を含めた治療費の実額が保険金の限度となります。

※2 がん診断保険金額を100万円以外でご契約の場合は、その金額となります。

※3 保険期間(5年)ごとに1,000万円まで補償となります。

※4 SBI損保の支払基準を満たす診療に限ります。

※5 医療機関への支払いは、保険金の支払可否(有無責)の判断後となります。また、保険料未収の場合や、医療機関によってはご利用いただけない場合があります。

## 商品の開発と主な改定

	個人総合自動車保険	がん治療費用保険
2008年1月	販売開始	
2010年4月※	保険法施行に伴う各種改定	
2011年4月※	年齢条件区分の変更、 主な運転者の年齢別料率の導入	
2012年1月※	後遺障害等級の変更	
2012年8月		販売開始
2013年4月※	ノンフリート等級制度(事故有係数の導入、 等級すえおき事故の改廃等)の変更 「自転車事故補償特約」新規販売	
2014年4月※	暴力団排除条項の導入	暴力団排除条項の導入、 がん診断保険金なし販売開始
2015年4月※	クレジットカード払の要件緩和等	
2015年7月	ネットバンク決済の要件緩和等	
2015年10月※	搭乗者傷害保険の医療保険金の変更等	

(※)保険始期年月であり、募集開始年月とは異なります。

# II 保険会社の主要な業務の内容

## 2 各種サービス

### 安心のサービスをご提供いたします

突然やってくる事故や病気からお客さまをしっかりとサポートし、ご安心していただけるような様々なサービスをご提供いたします。

#### 【SBI損保の自動車保険】(個人総合自動車保険)

##### 1. 24時間365日事故受付

24時間365日年中無休で事故受付をいたします。SBI損保安心ホットラインには携帯電話からでもつながりますので、まずはこちらでご連絡ください。また、弊社Webサイトのお客さま専用のマイページからオンライン事故報告を行うことも可能です。

#### ■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-2222-581**

IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は  
**050-3786-0581** (有料)へおかけください。

##### 2. SBI損保安心ロードサービス

SBI損保安心ロードサービスはご契約いただいているすべてのお車について無料でご利用いただけるサービスです。事故や故障により動けなくなったお車をレッカーで移動するなど緊急な修理が必要となった時など、全国約9,720ヵ所(2016年3月末現在)のロードサービス拠点からお客さまのもとに駆け付けます。

SBI損保安心ロードサービスは迅速かつ万全の体制でお客さまをサポートします。

また、契約自動車が、事故・故障で現地復旧できない場合に宿泊費用や現場からのご帰宅費用などをお支払いするサポートサービスをご提供しております。

#### ■ SBI損保安心ホットライン

24時間365日受付 携帯電話・PHSからもご利用になれます。



フリーコール **0800-2222-581**

IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は  
**050-3786-0581** (有料)へおかけください。

#### ■ SBI損保GPSナビ (位置情報通知)

SBI損保安心ロードサービスをご利用いただく際、携帯電話のGPS機能を利用してより正確に現在地をご連絡いただけます(GPS機能が搭載されていない携帯電話でも、基地局の位置情報をご利用いただき現在地をご連絡いただけます)。このサービスをご利用いただくことで見知らぬ場所でも安心してSBI損保安心ロードサービスをご利用いただけます。

##### 3. SBI損保安心工場(指定修理工場)のご紹介

全国約1,450ヵ所(2016年3月末現在)のSBI損保安心工場ネットワークが万全の体制でお客さまの大切なお車のサポートを行います。事故によりお車の修理が必要な場合には、もよりのSBI損保安心工場をご紹介します。SBI損保安心工場ではお客さまにご満足いただけるようお引取り・納車の無料サービス、修理期間中の代車無料提供サービス、修理保証サービスといった様々なサービスをご用意しております。

##### 4. 安心の事故対応サービス

###### ① 専任スタッフによる示談交渉サービス

対人・対物の賠償事故が発生した場合、人身事故・物損事故それぞれにプロの専任スタッフがチームで連携して対応します。SBI損保がお客さまに代わって示談交渉を行いますのでご安心ください。

###### ② お客さま訪問サービス

死亡事故や入院事故など、突然の交通事故で不安になられているとき、平日、休日を問わず専任スタッフがお客さまや被害者のもとにうかがい、必要な対応や書類について丁寧に説明させていただきます。

###### ③ 被害事故相談サービス

お客さまが被害に遭われた事故に関する相談についても専任スタッフが親身に細やかなアドバイスをさせていただきます。

## 5. 迅速なお支払いのためのサービス

### ① 保険金請求書類省略サービス

車両事故・対物賠償事故に関しては、原則としてお電話により保険金請求の意思を確認させていただき保険金をお支払いします。

### ② 交通事故証明書取付代行サービス

交通事故証明書の取付が必要な場合、弊社で取り付けいたします。

### ③ 示談書省略サービス

対物賠償事故で、お客さま・相手の方双方が希望された場合、電話による確認をもって示談書を省略して保険金をお支払いします。

### ④ 診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険で、ご請求金額が10万円以下の場合、診断書の取り付けを省略し、通院日などの申告で保険金をお支払いします。

## 【SBI損保のがん保険】(がん治療費用保険)

### 1. がん診断のご連絡受付

万が一、がんの疑いがある場合やがんと診断された時は、SBI損保メディカルセンターへご連絡ください。SBI損保メディカルセンターには携帯電話からでもつながります。

#### ■ SBI損保メディカルセンター

平日9:00～17:30受付(土日祝日・12/31～1/3を除く)  
携帯電話・PHSからのご利用になれます。



フリーコール **0800-8880-773**

IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は  
**050-3786-0773** (有料)へおかけください。

### 2. 医療相談サービス

医療相談サービスは、ご契約いただいた方にがんの疑いが発生した際や、がんと診断された際にご利用いただけるサービスです。専門医のバックアップのもと看護師等の専門スタッフが以下の対応をいたします。

- がんに関する検査や治療法などの情報についてのご相談
- 全国の医療機関および専門医情報のご提供
- がんにまつわる専門相談窓口のご案内
- 療養の仕方や主治医への相談の仕方のアドバイス
- 3者間通話によるがん治療についての専門医との電話医療相談サービス

#### ■ SBI損保メディカルセンター

平日9:00～17:30受付(土日祝日・12/31～1/3を除く)  
携帯電話・PHSからのご利用になれます。



フリーコール **0800-8880-773**

IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は  
**050-3786-0773** (有料)へおかけください。

## II 保険会社の主要な業務の内容

### 3 お客さま満足度向上への取り組み

弊社は、お客さまからいただいた声を真摯に受け止め、常にお客さまにとって身近で信頼される保険会社を目指します。弊社では、お客さまの声に対して、お客さまの立場に立ち、誠意をもって適切かつ迅速な対応に努めます。また、お客さまからいただく声は有益な経営資源として内容の分析を行い、再発防止、商品改良・開発、接客改善など業務改善につなげ、お客さまの利便性向上、消費者保護に努めます。

#### 1. お客さまの声受付窓口

##### 【自動車保険】

■ ご契約に関するご質問・ご連絡などは、  
SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-8888-581**  
(新規のお見積り・お申込み・資料請求)

 フリーコール **0800-8888-831**  
(ご契約内容の変更・訂正・解約等)

 フリーコール **0800-8888-832**  
(ご継続手続き)

 フリーコール **0800-8888-834**  
(Webサイトの操作方法・その他お問い合わせ)

【受付時間】 9:00～18:00 (12/31～1/3を除きます)

IP電話などで左記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-8310** (有料)へおかけください。

■ 事故のご連絡または  
「SBI損保安心ロードサービス」の受付は、  
SBI損保安心ホットラインにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-2222-581**

【受付時間】 24時間 365日

(\*)「SBI損保安心ロードサービス」は、弊社の提携会社である  
タイムズレスキュー(株)がご提供します。

IP電話などで左記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-0581** (有料)へおかけください。

##### 【がん保険】

■ ご契約に関するご質問・ご連絡などは、  
SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-8880-105**  
(お見積り・資料請求)

 フリーコール **0800-8880-181**  
(ご契約内容の変更・訂正・解約等)

 フリーコール **0800-8880-270**  
(Webサイトの操作方法・その他お問い合わせ)

【受付時間】 9:00～17:30  
(土日祝日および12/31～1/3を除きます)

IP電話などで左記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-0577** (有料)へおかけください。

■ 医療相談サービスのご利用・がんの疑いやがんの  
診断確定を受けた時のご連絡などは、  
SBI損保メディカルセンターにてうけたまわります。

 フリーコール **0800-8880-773**

【受付時間】 9:00～17:30  
(土日祝日および12/31～1/3を除きます)

IP電話などで左記フリーコールがつかない場合は  
**050-3786-0773** (有料)へおかけください。

##### 【自動車保険・がん保険共通】

■ 弊社へのご相談・苦情は、  
SBI損害保険株式会社お客様相談室にて  
うけたまわります。

 フリーコール **0800-8888-836**

【受付時間】 9:00～17:00  
(土日祝日および12/31～1/3を除きます)

■ さらに弊社では、お客さまからのお問い合わせやご意見をインターネットでもうけたまわります。詳しくは、弊社Webサイト(<http://www.sbisnpo.co.jp/contact/>)をご参照ください。

## 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社へ通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

弊社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808

IP電話の場合 03-4332-5241

【受付時間】9:15~17:00(土日祝日および12/30~1/4を除きます)

▶ 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

## そんぽADRセンター以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

### ●「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

▶ 詳しくは、同機構のホームページ(<http://www.jibai-adr.or.jp>)をご参照ください。

### ●「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

▶ 詳しくは、同センターのホームページ(<http://www.jcstad.or.jp>)をご参照ください。

## 2. お客様の声を大切にさせていただくために

弊社ではお客さまからいただいた声を集約・分析し、業務の改善に生かしています。

### ●各部門における取り組み

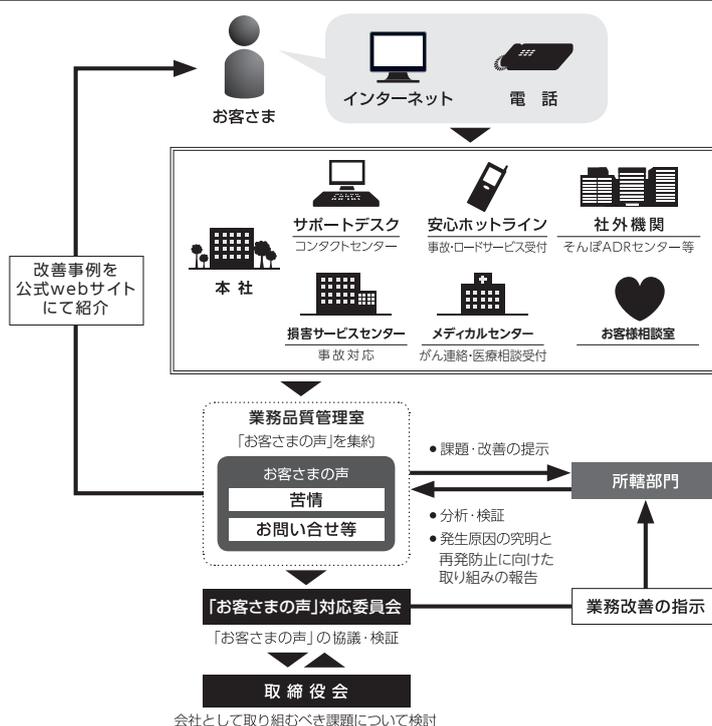
お客さまからいただいた声は苦情だけでなくご意見・ご要望を含めすべてお客さまの声として、業務品質管理室で集約しております。集約したお客さまの声は業務品質管理室にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとにすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かしています。また、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

### ●「お客さまの声」対応委員会

全部門の代表者で構成する「お客さまの声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っています。

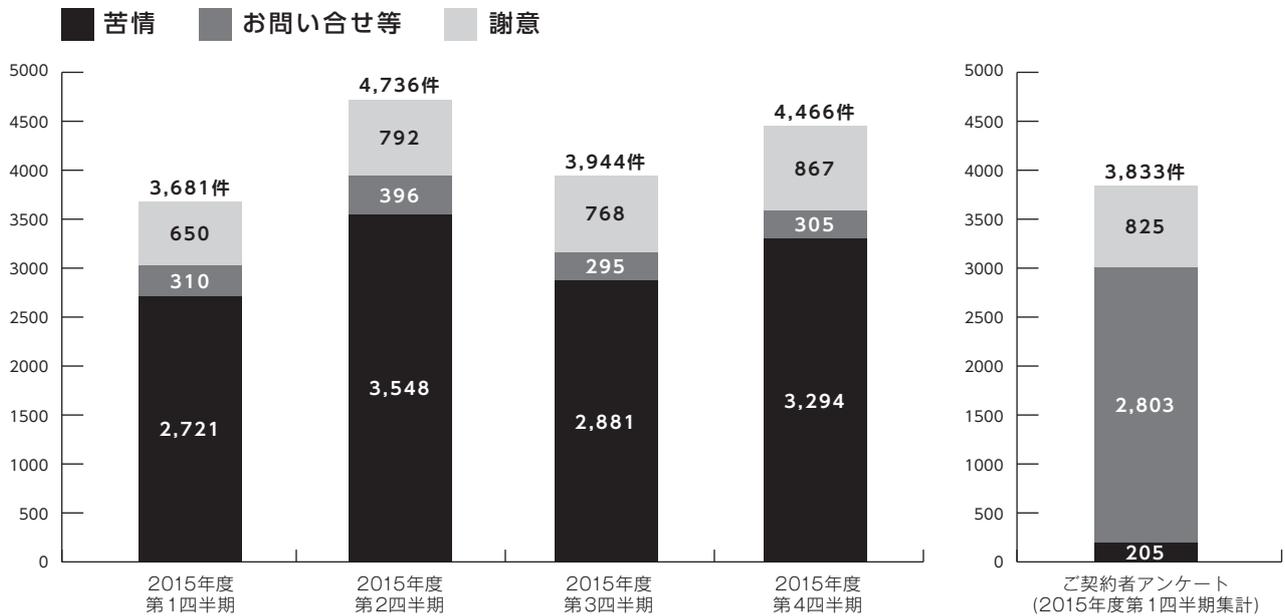
### ●取締役会

「お客さまの声」対応委員会で協議・検証されたお客さまの声は毎月開催の取締役会で報告を行い、会社として取り組むべき課題について検討しています。



## II 保険会社の主要な業務の内容

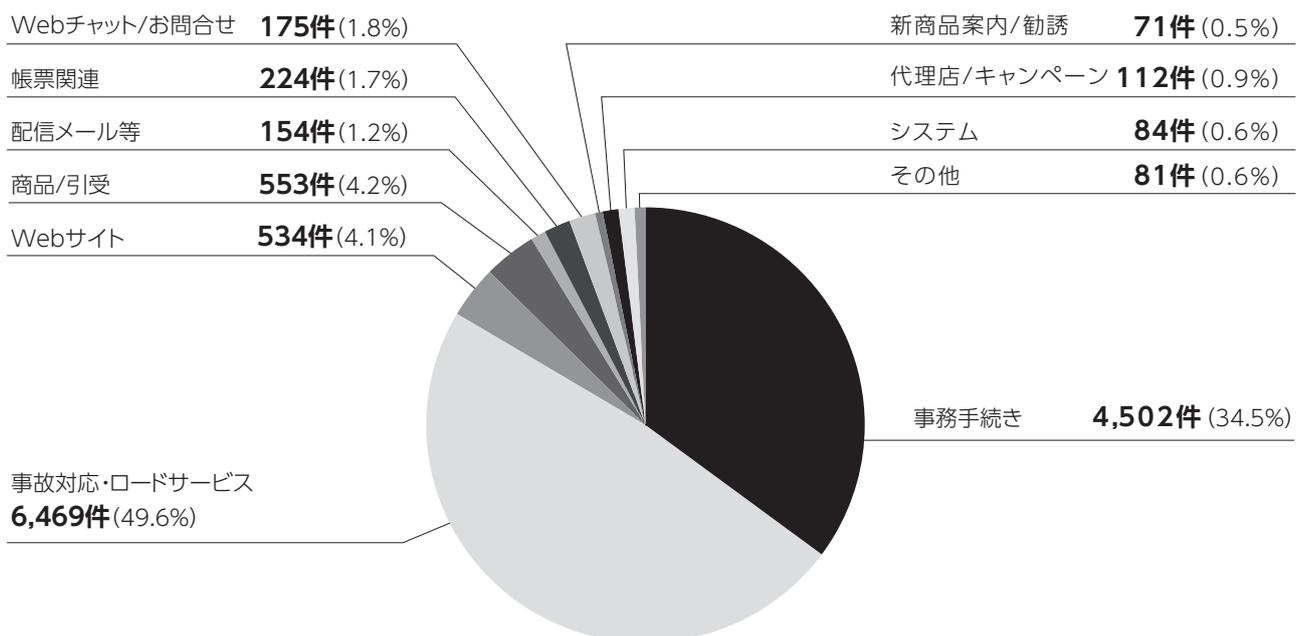
### 3. 2015年度の「お客さまの声」の受付状況



### 4. 「苦情」の定義

手段や媒体を問わず、弊社の受付窓口で受け付けたお客さまからの弊社の業務に対する不満足の見解の表明としております。

### 5. 2015年度の「苦情」の内訳



※1件の「苦情」につき、内容が複数ある場合には分けてカウント

## 6. お客様の満足度向上に向けた取り組み

### ■お客様の声を生かした取り組みのご紹介

お客様からいただいた「声」を生かし、業務の改善に取り組んだ事例の一部をご紹介します。

詳細は弊社ホームページ(<http://www.sbisampo.co.jp/company/voice/2015/>)をご覧ください。

### 事務手続き

お客様の声	弊社の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車保険について、契約者以外の名義の口座からも保険料支払ができるようにしてほしい。</li></ul>	お客様からのご要望を受け、自動車保険については2015年7月1日より、ネットバンク決済でご利用いただける口座名義の範囲をクレジットカードと同様、ご契約者の同居の配偶者および同居の親族(6親等以内の血族または3親等以内の姻族)までに拡大いたしました。
<ul style="list-style-type: none"><li>・スマートフォンからも車両入替手続きができるようにしてほしい。</li><li>・タブレット端末でログインができない。</li></ul>	スマートフォン、タブレット端末など様々なデバイスの普及に伴い、2016年1月13日にWebサイトを大幅にリニューアルし、どのデバイスからも同じようにご契約の確認や各種お手続きができるようにいたしました。これにより、今までパソコンに限定していたマイページでのご契約内容の変更が、スマートフォンやタブレット端末でもできるようになりました。 今後も、より快適にWebサイトをご利用いただけるように取り組んでまいります。

### 事故対応・ロードサービス

お客様の声	弊社の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・事故受付の電話がなかなかつながらない。</li></ul>	SBI損保安心ホットラインでは、より一層の体制強化を図り、お客様からのお電話に備えております。 天災や気象状況等により一時的にお電話が繋がりにくくなることもございますが、引き続きお客様をお待たせしない体制づくりに努めてまいります。

### 商品・引受

お客様の声	弊社の対応
<ul style="list-style-type: none"><li>・新規では入会キャンペーン等をして特典があるのに、継続の人が何の特典もキャンペーンもなく対象外なのはおかしい。</li><li>・他社の自動車保険のように、早めに更新したら割引があるといい。</li></ul>	ご継続の方を対象としたキャンペーンも定期的に行ってまいりましたが、このようなお声を受け、キャンペーン対象者が分かりやすくなるような表記変更やキャンペーン内容の見直しを行いました。 また、早期ご継続キャンペーン等の新たなキャンペーンの企画や商品内容の見直しも随時行っております。
<ul style="list-style-type: none"><li>・駐車中の車にシャッターが飛んできて損害を被ったため、シャッターの管理会社に責任を問いたいと思い弁護士費用特約を使おうとしたところ、補償対象外と言われた。納得できない。</li></ul>	2015年10月の商品改定において、「弁護士費用等補償特約」の補償範囲を拡大いたしました。 これにより、ご契約のお車が駐車中に生じた損害についても、「弁護士費用等補償特約」をお使いいただけるようになりました。

## II 保険会社の主要な業務の内容

### 4 保険の仕組み一般

#### 1. 損害保険制度

損害保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができるしくみです。

このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活の安定を支える社会的機能があります。

#### 2. 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故によって生じる損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。したがって、有償・双務契約であり、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有しています。

#### 3. 再保険

多額の保険金支払があっても経営が不安定になることがないようにするため、保険会社は保険金支払責任の一部を国内外のほかの保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の分散を行っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。

### 5 約款

#### 1. 保険約款の位置づけ

損害保険会社の販売する商品は、保険という無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。

保険約款は基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々のご契約ごとの内容を補完する特約から構成されています。

保険約款には、弊社とお客さまとの権利・義務に関する以下の内容が具体的に記載されています。

1. 保険金をお支払いする場合

2. 保険金をお支払いできない場合

3. 事故が起こった場合に行っていただく事項

4. ご契約時に告知いただく事項およびご契約後に通知いただく事項

5. ご契約が無効、取消し、解除となる場合

#### 2. ご契約時の留意事項

保険のご契約に際しては普通保険約款および特約の内容ならびにお申込内容を十分ご確認の上、ご契約いただくことが必要です。もし、お申込内容のうち告知事項が事実と相違していた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがございます。

#### 3. 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたって十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項については、「契約概要」(保険商品の内容をご理解いただくための事項)、「注意喚起情報」(ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項、特にご注意ください事項)を説明した「重要事項説明書」を作成し、ご案内しています。

また、弊社Webサイトで約款(普通保険約款および特約)を公開しており、お申込み前・ご契約後いつでもご覧いただくことができます。

## 6 保険料

### 1. 保険料の収受・返還

保険料(分割払の場合は初回保険料)は、ご契約と同時または定められた期日までにお支払いいただく必要があります。保険をお申込みいただき、保険期間が始まった後でも、保険料をお支払いいただく前に生じた事故については、原則的に保険金のお支払いはできません。また、分割払のご契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日まででない場合は、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

保険期間中に保険契約の内容の変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行うことがあります。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款などをご確認ください。

### 2. 保険料率

お支払いいただく保険料は純保険料(保険金の支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費に充てられる部分)から成り立っています。

純保険料の算出根拠となる純保険料率は、弊社が金融庁から認可取得を行った上で適用しています。

## 7 保険金のお支払い

自動車事故発生のご連絡やがん診断のご連絡から、保険金のお支払いまで、弊社の専任スタッフが親切・丁寧にお客さまをサポートいたします。

### 【SBI損保の自動車保険】(個人総合自動車保険)

#### 1. 保険金のお支払いまでの流れ

1

#### 事故受付

事故のご連絡をいただきましたら、速やかに専任スタッフからご連絡をいたします。(※)  
少しでも早くご安心いただけるように、解決までの流れをご説明いたします。

(※)休日および時間外の受付につきましては、当日または翌営業日に専任スタッフよりご連絡いたします。

2

#### 事故状況・損害の確認

事故状況の確認とお車などの損害の調査を行います。

3

#### 示談交渉(相手の方がいる場合)

弊社の専任スタッフが、お客さまに代わり相手の方との示談交渉を行います。  
示談交渉の内容は、随時お客さまにフィードバックいたします。

4

#### 保険金のお支払い

弊社では迅速なお支払いのために、保険金請求書類のご提出を省略し(※)、1日でも早い事故解決と保険金のお支払いを進めます。

(※)事故によっては書類が必要となる場合もあります。

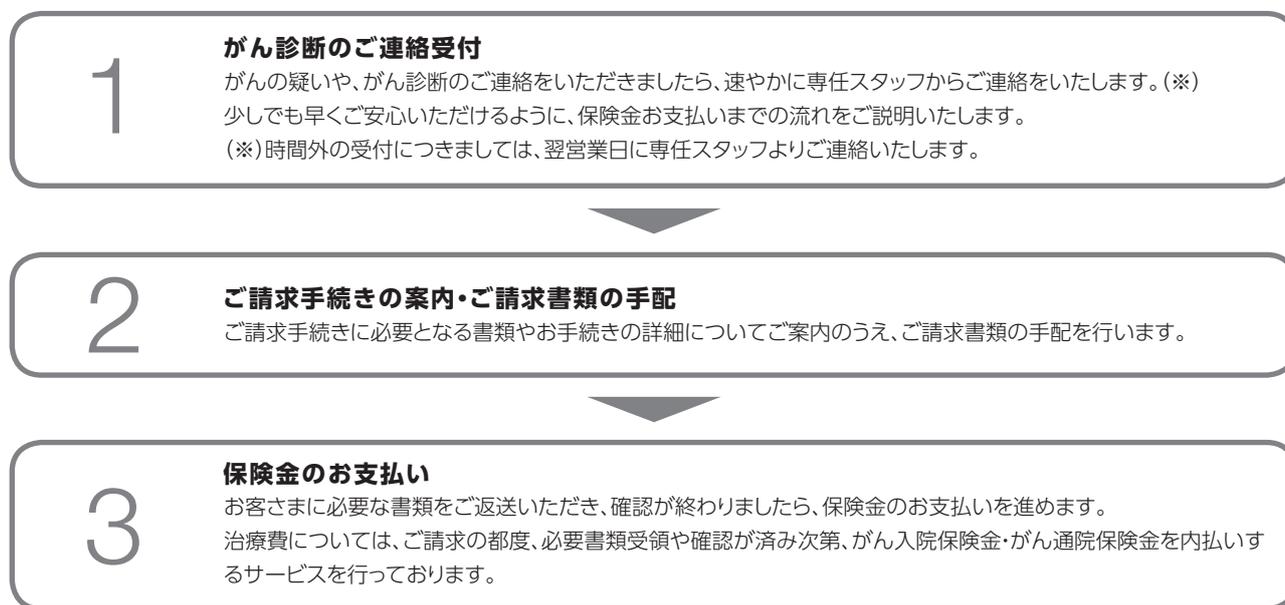
#### 2. サービスセンター拠点

東京および大阪の損害サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

## II 保険会社の主要な業務の内容

### 【SBI損保のがん保険】(がん治療費用保険)

#### 1. 保険金のお支払いまでの流れ



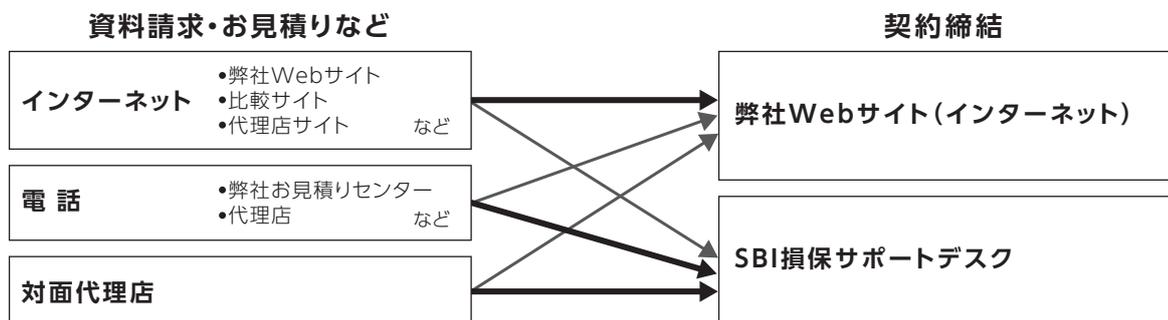
#### 2. サービスセンター拠点

東京の医療保険サービスセンターが全国のお客さまの対応にあたらせていただきます。

## 8 保険募集

#### 1. 契約締結のしくみ

弊社では、自動車保険においては主としてインターネットを通じて、がん保険においてはインターネット・電話または対面代理店を通じて、保険の募集等を行っております。いずれにおきましても、ご契約の締結は弊社と直接行うこととなります。がん保険については、お申込み後であっても申込日から8日以内であれば書面によるお申込みの撤回またはご契約の解除を行うことができる「クーリング・オフ制度」をご利用いただくことができます。



#### 2. 契約内容の確認に関する取組みの概要

ご契約にあたっては、十分にご理解いただく必要のある保険に関する重要な事項を記載した「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の内容を事前にご確認いただき、その内容に同意いただく必要があります。インターネットでお申込みの場合にはお手続きの途中の画面にて、電話でのお申込みの場合には書面または弊社Webサイトの画面と口頭にて、保険契約申込書の郵送にてお申込みの場合には書面にて、ご確認をお願いしております。また、お客さまのご意向を把握・推定した上で個別プランを作成・提案し、その内容がお客さまのご意向と合致していることをご確認いただいた上でお申込みいただけます。お申込み後は、弊社Webサイトのマイページにてご契約内容をご確認いただくことができます。また、自動車保険において「保

険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯していないご契約、およびがん保険の全てのご契約については、保険証券(兼意向確認書)を送付いたします。

### 3. 代理店について

#### ① 代理店の役割と業務

代理店は損害保険会社との代理店委託契約に基づいて、保険会社に代わって保険募集を行い、保険契約の締結の代理または媒介を行います。保険契約の勧誘、保険商品の説明、お申込手続きの説明などに加え、お客さまを弊社Webサイトへ誘導させていただくことを主な業務としています。

#### ② 代理店登録

代理店登録を行うためには、保険業法に基づき財務局への登録が必要です。

また、代理店で保険の募集に従事する者は、損害保険業界共通の「損害保険募集人一般試験」に合格した上で財務局に届出をすることになっています。

#### ③ 代理店教育

弊社では、①商品・販売知識②代理店事務③コンプライアンス④個人情報保護を必須カリキュラムとした研修を実施するなどして、代理店の資質向上を図っています。

#### ④ 代理店数

弊社の代理店数は、平成28年3月31日現在、全国で79店です。

### 4. 弊社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、弊社の勧誘方針を次のとおり定め、適切な商品の販売活動に努めてまいります。

#### 勧誘方針

- 1 保険商品などの販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な販売を心掛けます。
- 2 お客さまの保険商品などに関する知識、加入目的、財産状況などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めてまいります。
- 3 お客さまからお預かりした個人情報、その他の情報につきましては、的確な管理を行ってまいります。
- 4 インターネット上の情報提供、広告またはダイレクトメールなどの募集文書は、お客さまにとってわかりやすく、見やすく、そして商品の内容を正しくお伝えできるよう努めてまいります。
- 5 お電話での対応に関しましては、お客さまそれぞれの目的・ニーズをお伺いし、適切な保険商品のおすすめができるよう努めてまいります。
- 6 保険事故が発生した場合の保険金のお支払い手続きに際しましては、迅速かつ的確に処理するよう努めてまいります。
- 7 お客さまからのご照会などにつきましては、親切・丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては真摯にお聴きし、今後の商品開発・販売方法などの改善に活かしてまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)の概要については、  
金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyouhin/>) をご覧ください。

# Ⅲ 保険会社の運営

## 1 コーポレート・ガバナンス態勢

弊社は機動的な意思決定機能および業務遂行や財務の健全性のチェックなど事業運営に対する監督機能を確保するために、下記の態勢を構築しております。

### ● 取締役会

平成28年6月末日現在、株主総会にて選任された9名の取締役からなる取締役会を設置しております。経営に関する重要事項の意思決定および業務執行の監督を行います。原則月1度の定例取締役会に加え、必要に応じて適時臨時取締役会を開催しております。

### ● 監査役会

平成28年6月末日現在、株主総会にて選任された4名の監査役からなる監査役会を設置し定期的に監査役会を開催しており、うち2名が社外監査役となっております。取締役会や各種委員会に出席し適時有益な意見を述べるなど、取締役の業務執行の監査ならびに弊社の業務および財産の状況について独立した見地から監督しております。

### ● 経営会議

取締役会にて決定された経営の基本方針などに従い、業務執行について協議する経営会議を設置しております。

### ● コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置しております。コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定、推進し、またリスク管理方針や遵守状況を点検・管理することにより、事業運営の監督機能の強化および経営の健全性の向上を図っております。

詳細は22～24ページをご参照ください。

### ● 「お客様の声」対応委員会

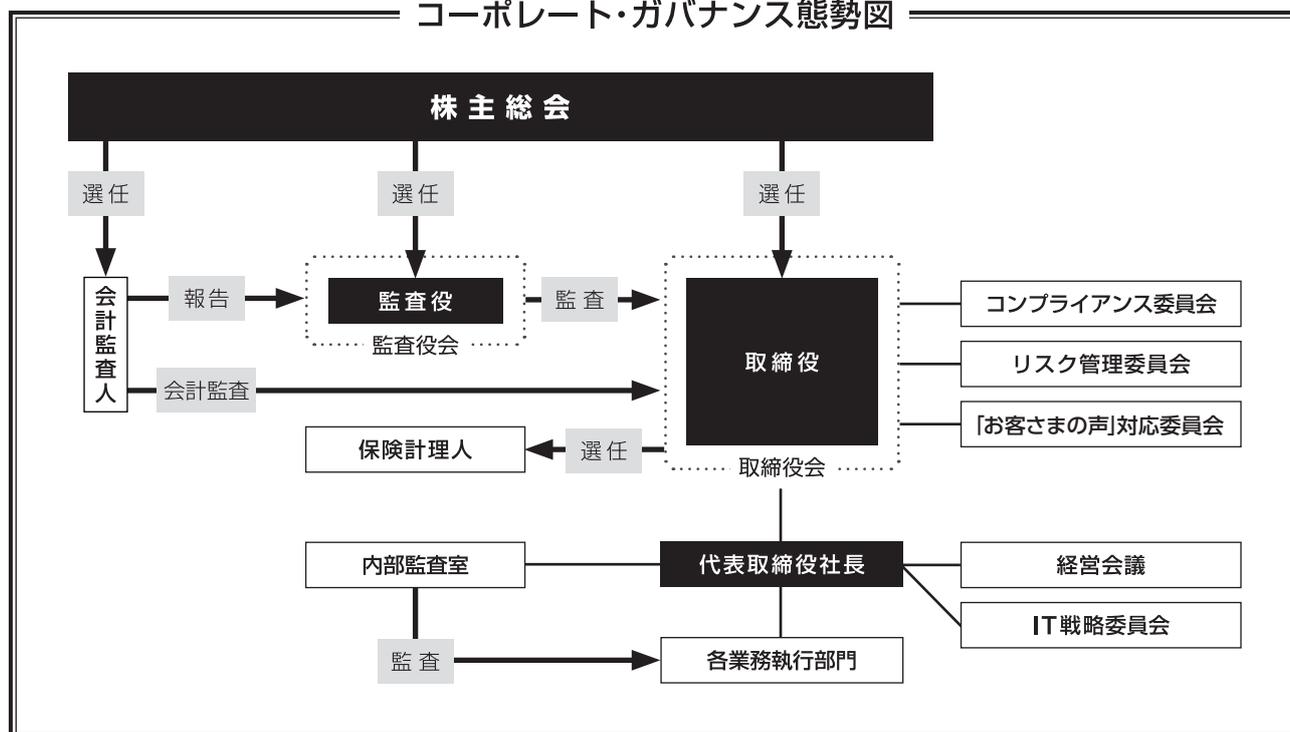
お客様の声を真摯に受けとめ、サービスの向上を図るために毎月「お客様の声」対応委員会を開催しております。苦情やお問い合わせなどお客様の声を綿密に分析し、商品やサービスに反映することにより顧客満足度の向上を図っております。

詳細は12～15ページをご参照ください。

### ● IT戦略委員会

IT戦略を協議するIT戦略委員会を設置し、IT戦略及び計画の立案、ならびにIT関連の各種案件の検討を経営戦略、業務改善、投資効果およびリスク等の多角的観点から総合的に行っております。

コーポレート・ガバナンス態勢図



## 2 内部統制システムの構築および運用状況の概要

### 1. 内部統制システムの構築

弊社では、平成19年6月27日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、平成27年4月30日開催の取締役会にて一部を改正し、下記の方針としております。

#### 内部統制システムに関する基本方針

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

(1) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員に徹底させるものとする。

(2) 当社の取締役及び使用人は当社における法令・定款違反行為がその他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

(1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。

(2) 文書等は、取締役又は監査役が、常時閲覧できるものとする。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

代表取締役は、当社の業務執行及び当社の属する企業集団の経営理念・ビジョンの推進の妨げとなるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するものとする。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、取締役間の権限分掌を適切に定めることによって、効率的な職務の執行を行う体制を構築するものとする。
- 5 当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、親会社であるSBIホールディングス株式会社の監査役及び内部監査部門の監査を受けるとともに、当社の内部管理統括責任者と親会社のコンプライアンス担当取締役が情報交換をする機会を設けることによって、課題及び問題の把握に努めるものとする。
- 6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人(以下「補助使用人」という。)を置くことを検討する。
- 7 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項**

補助使用人を置く場合は、補助使用人の異動・評価について、監査役会の同意を得ることとする。
- 8 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

補助使用人を置く場合、監査役の職務の補助に関する指揮命令権は、監査役に属するものとする。
- 9 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

(1) 取締役及び使用人は、次の事項を知ったときは、監査役に報告するものとする。

  - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ② 重大な法令・定款違反
  - ③ その他取締役及び使用人が重要と判断する事項

(2) 当社は、前項の報告のための情報システムを整備するものとする。
- 10 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

前条に基づき監査役への報告を行った取締役及び使用人は、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- 11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務について、費用の前払、支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還、又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。
- 12 その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、監査役と随時会合を持ち、経営上の課題及び問題点にかかる情報共有を図るものとする。
- 13 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を推進するものとする。

### 2. 内部統制システムの運用状況の概要

#### ① 取締役会

弊社は株主総会にて専任された9名の取締役からなる取締役会を設置しており、平成27年度は定例取締役会12回、臨時取締役会4回を開催しました。

#### ② 監査役会

弊社は株主総会にて専任された4名の監査役からなる監査役会を設置しており、平成27年度は12回の監査役会を開催しました。なお、監査役は、取締役会に出席すると共に代表取締役や内部監査室と随時会合を持ち、経営上の課題および問題点に係る情報共有を図っております。

#### ③ 経営会議

弊社は、取締役会で決定された経営の基本方針などに従い業務執行について協議する経営会議を設置しており、平成27年度は12回の経営会議を開催しました。

#### ④ コンプライアンス委員会

弊社は、コンプライアンスに係る課題について具体的な取組計画を策定し、これを管理・実行することによって弊社のコンプライアンスを推進することを目的として、コンプライアンス委員会を設置しており、平成27年度は12回のコンプライアンス委員会を開催しました。

#### ⑤ リスク管理委員会

弊社は、リスク管理に係る基本方針および各リスク管理規定について審議し、その遵守状況を点検・管理することにより、リスク管理および統合的リスク管理の高度化と実効性を確保することを目的として、リスク管理委員会を設置しており、平成27年度は12回のリスク管理委員会を開催しました。また、2回の書面審議を実施しました。

# Ⅲ 保険会社の運営

## 3 リスク管理の態勢

弊社はリスク管理を経営上の最重要課題と位置づけ、リスクの正確な把握・分析・評価と適切な管理・運営に努め、経営の安定性の確保を図っております。

### 1. 基本方針

弊社は企業価値の向上を図るために、円滑な企業活動を阻害するリスクを排除するとともに、収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制などによるリスク管理を行い、経営の安全性を確保するとともに、お客さまに対する業務品質の向上および収益性向上を図っております。

### 2. リスク管理委員会

弊社は取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は、リスク管理に係る基本方針・リスク管理諸規程の整備・更新を行い、リスク管理態勢・組織の充実を図るとともに、リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況および資本・リスク等の状況などにつきリスク管理担当部室から報告を受け、必要な対策を審議・決定し、改善指示を行うなど、リスク管理重視の経営強化の協議・推進を図っております。

### 3. リスク管理担当部室

リスク管理運営全部室に所在する各種リスクに対しては、それぞれのリスクを統括するリスク管理担当部室を設定しております。各リスク管理担当部室は、統括するリスクの管理プロセスの開発・維持・改善を統括するとともに、外部委託先の状況も含めたリスクの評価・管理・改善を統括しております。また、各リスク管理担当部室は、統括するリスクについての管理方針を定め、リスクの発現状況、管理態勢および規程の整備状況、リスク管理上の改善課題への取組状況について自己評価を実施し、それらの状況と対策をリスク管理委員会へ定期的・継続的に報告しております。

### 4. 主要なリスクとその管理態勢

弊社は、個別に把握・管理すべきリスクを以下のカテゴリにおいて分類し、各々のリスクに係る管理規程・マニュアルを整備することにより、適切にリスクの管理を行っております。

#### (1) 統合的リスク管理

弊社は、統合的リスク管理規程に基づき、将来にわたる財務の健全性の確保および収益性の改善を図るため、事業戦略および弊社のリスク特性等に応じ、想定されるまたは直面する各種リスクに関して、それぞれのリスク分類毎にリスクを評価するとともに、弊社の自己資本等の経営体力と比較・対照することによる統合的リスク管理を行っております。

#### (2) 保険引受リスク

保険引受リスクについては、その引受方針を業務統括部商品開発室にて決定し、リスクポートフォリオの管理、商品の改廃、引受基準の設定、販売方針の変更、再保険の設計・手配などにより、リスクコントロールを行っております。弊社では出再を行う場合は、取締役会にて検証することとしています。なお、弊社では再保険プールへの参加を除き、受再を行っておりません。

#### (3) 資産運用リスク

資産運用リスクについては、経営企画部において資産運用に係るリスクの所在、種類、負債特性などを把握し、会社全体として許容できるリスク量を鑑みた資産運用目標を設定します。また、定期的に自己資本とリスク量のバランスをモニタリングすることにより資産運用リスクの状況を管理します。

#### (4) オペレーショナル・リスク等

オペレーショナル・リスク等とは、保険引受リスクおよび資産運用リスク以外のリスクをいい、以下のカテゴリで細分化して管理しております。

##### ① 事務リスク

弊社は、事務リスクを適切に管理できる態勢を構築するため、事務リスク管理担当部室をコンプライアンス統括部とし、リスク管理運営各部室はそれぞれが所管する事務リスクについてコンプライアンス統括部と連携を図っております。

弊社は、事務および業務処理に関する各種社内規程やマニュアルを整備するとともに、定期的な事務および業務処理の見直しや自主的な事務点検を行い、お客さまから寄せられる苦情、要望の把握・分析、業務プロセスの検証・事務管理項目のモニタリングを徹底して行い、その発生状況についてあらゆる観点から問題点を把握し、代理店・外部委託先などへの個別指導や、事務および業務処理スキーム・商品制度の見直しなどのリスクコントロール策の策定を行っております。

##### ② 外部委託リスク

弊社は、適切な外部委託を実施するために、外部委託リスク管理部室をコンプライアンス統括部とし、リスク管理運営各部室はそれぞれが所管する外部委託リスクについてコンプライアンス統括部と連携を図っております。

弊社は、外部委託先の選定・評価・契約に関する各種事項を外部委託リスク管理規程に定めております。特に、個人情報を含む業務を委託する外部委託先については、外部委託先を選定・評価するための弊社独自の選定基準を設け、個人情報の安全管理措置の実施状況を十分に確認したうえで委託を行っております。また、外部委託先に対する定期的なモニタリングを実施し、外部委託リスク顕在化の未然防止とリスク抑制を図っております。

### ③ 流動性リスク

弊社は、流動性リスクが増大した場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、流動性リスクの回避・抑制・コントロールを可能とするよう、流動性リスクのうち、「資金繰りリスク」については、保険料入金、支払予定保険金、事業費支払予定や資産運用関連入出金などの入出金額を把握し、資金繰り管理を行っております。また、「市場流動性リスク」については、有価証券を対象とし、資産の日々の状況を把握するとともに、市場規模の変化、信用状況の変化などをモニタリングし、管理を行います。

### ④ 災害リスク

弊社は、地震災害や台風などの風水害による危機、およびその他自然・大規模事故災害による危機が発生した場合に、その損害を最小限に抑え、業務の遂行機能を迅速に復旧するために、コンティンジェンシープランにおいて対応態勢を明確に定めております。また、災害が発生した場合のより具体的な対応手順などを地震・台風等災害対応マニュアルに定め、定期的に実地訓練を実施しております。さらに、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合にも重要な事業を継続するために、「新型インフルエンザ等発生時事業継続計画」を定めております。

### ⑤ 風評リスク

弊社は、弊社に関わる情報を適時・適切に発信または開示することを通じて経営の透明性を高めるよう努めております。また、弊社に関わる風評が保険契約者、マスコミ、その他社会一般に広がり、業績に悪影響が生じるなどの事態に対して、その影響を軽減し拡大を防止するために、風評が発生した場合の対応態勢を明確にしております。

### ⑥ システムリスク

弊社は、業務品質向上および企業活動の正常な業務運用を妨げるシステムリスク（外部に委託した業務に係わるリスクを含みます。）について、セキュリティポリシーに基づき適切にコントロールするとともに、リスクが発現した際の経営に及ぼす影響を最小限にとどめるように努めており、システム企画・開発リスク、システム運用リスク、情報管理リスク、建物・設備リスクおよびコンティンジェンシープランリスクに細分化して管理しております。

また、コンティンジェンシープランにおいて、危機事象の規模に応じた組織的・機能的な対応により損害を最小限に抑え、機能を迅速に復旧するための対応・報告態勢を明確にし、復旧計画を定めております。

### ⑦ 苦情対応リスク

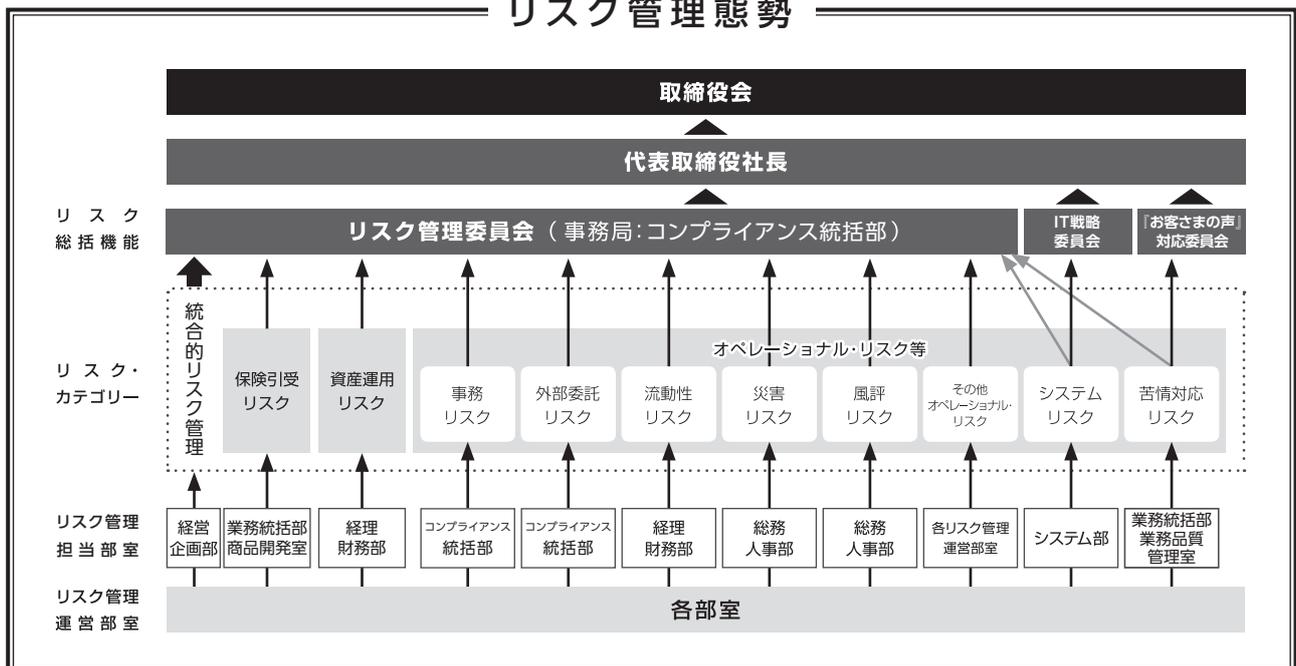
弊社は、お客さまからいただいた苦情だけでなく、ご意見・ご要望を含めすべてお客さまの声として、業務統括部業務品質管理室で集約しております。集約したお客さまの声は業務統括部業務品質管理室にて苦情とお問い合わせ等に整理し、お申し出の内容ごとすべて所轄部門に伝えます。所轄部門では内容について分析・検証を行い、業務の改善に生かすとともに、不適切な対応があった場合は発生原因を究明し、再発防止に向けた改善を迅速に実施いたします。

また、全部門の代表者で構成する「お客さまの声」対応委員会を毎月開催し、お客さまからいただいた声を全部門で共有するとともに、各部門での対応、業務改善や再発防止に向けた取り組みが適正なものであるかの協議・検証を行っております。

### ⑧ その他オペレーショナル・リスク

弊社は、上記にカテゴライズされないリスクについては、当該リスク管理運営部室がリスク管理担当部室となり、当該リスクにおけるリスク量の変化、リスク管理指標の変更、リスク管理に係る規程の制定・改廃などにつき、リスク管理委員会に報告する態勢をとっております。

## リスク管理態勢



# Ⅲ 保険会社の運営

## 4 法令等遵守の態勢

### コンプライアンス基本方針

- 1 当社は、損害保険業の公共的使命を踏まえ、健全かつ公正な経営を旨とし、社会的信頼に積極的に応えるために、法令等遵守（コンプライアンス）の徹底をあらゆる業務運営の基本に位置づけ、厳格に実践してまいります。
- 2 当社役員は、経営理念を踏まえながら、法令・当社諸規定を遵守することはもとより、社会規範を尊重し良識ある企業活動を推進するため、以下の取組みを行います。
  - (1) 国内外の法令および当社諸規定を遵守します。
  - (2) 顧客情報の管理には十分留意します。
  - (3) 企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動します。

### コンプライアンス推進態勢

#### ① 最高倫理責任者

法令・諸規定等遵守経営の実効性を確保するために、取締役会の決議により、最高倫理責任者を任命しております。最高倫理責任者は、法令などの違反行為に関する調査命令、取締役会審議要請および社外相談窓口の設置などを行います。

#### ② コンプライアンス統括部

法令等遵守に関する事項のみならず、お客さまの声への対応や代理店の募集に関する指導・監査事項までを含め一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門としてコンプライアンス統括部を設置しています。

#### ③ コンプライアンス委員会

コンプライアンスに係る基本方針・重要な規程の策定、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗状況の点検管理機能などを担うコンプライアンス委員会を設置しています。

#### ④ コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに係る具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを毎年度策定しています。全役員・代理店に対するコンプライアンス教育・研修、顧客情報保護管理態勢監査、代理店監査、セルフアセスメントなどをコンプライアンス・プログラムに基づき年間を通じて推進しています。

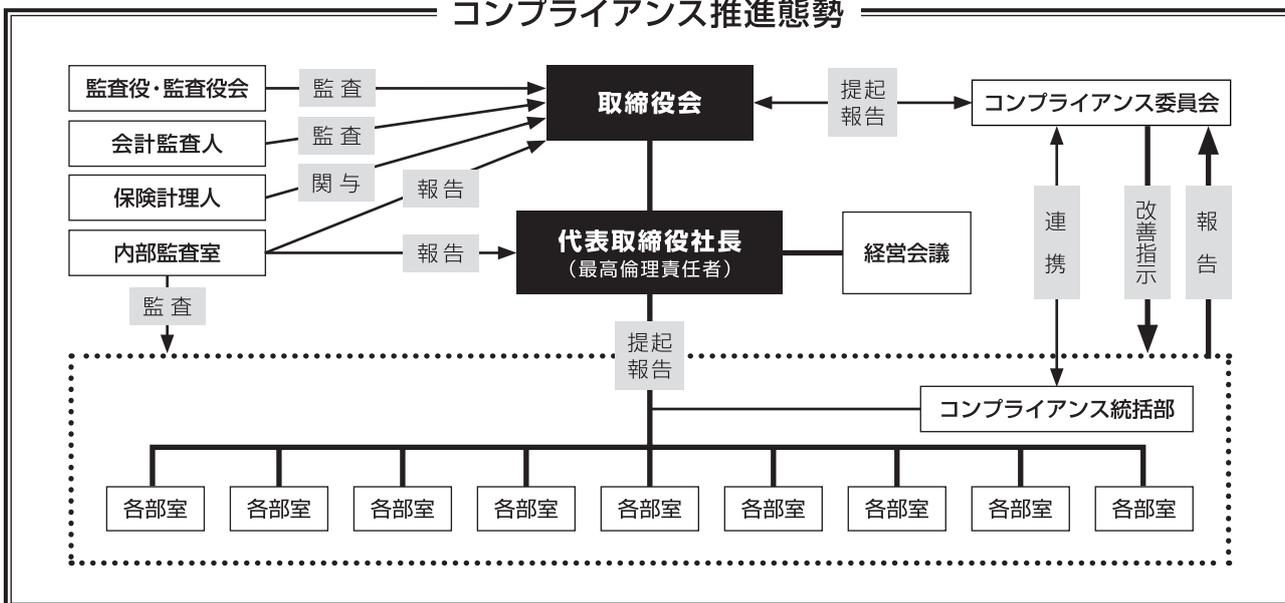
#### ⑤ 内部者通報制度

コンプライアンスに関連する問題が発生したときまたは発生のおそれがあるときなどに、報告・相談を行う制度として内部者通報制度を設けています。

#### ⑥ コンプライアンス責任者

各部室におけるコンプライアンス状況の把握・分析およびその内容をコンプライアンス統括部へ報告するための責任者を各部室に設けており、各責任者は所属部室においてセルフアセスメント、部署内研修・教育取組および個人情報に係る自主点検等を遂行しています。

### コンプライアンス推進態勢



## 5

### 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての 合理性および妥当性（第三分野に係るものに限る）

がん治療費用保険における責任準備金積立の適切性を確保するために「ストレステスト」を実施した結果、「負債十分性テスト」については実施不要と判断いたしました。

#### ① ストレステスト

事故発生率が予定を超えた場合において、責任準備金が十分に積み立てられていることを主務官庁の告示に基づいたシナリオを用いた「ストレステスト」で検証した結果、がん治療費用保険における責任準備金の不足がないことを保険計理人が確認しております。

#### ② 負債十分性テスト

「ストレステスト」で責任準備金積立が不足していると判断された場合、事故発生率の変動に加えて、事業費を含むがん治療費用保険に関する収支全体の動向の予測に基づき不足額の検証を行う「負債十分性テスト」を実施します。がん治療費用保険については、「ストレステスト」で責任準備金積立の十分性が確認されたため、「負債十分性テスト」は実施していません。

## 6

### 社外・社内の監査・検査体制

弊社は、保険業法第129条および同法第305条の定めにより、金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

社外の監査としては、会社法第436条第2項第1号の規程に基づき、計算書類等（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書およびその附属明細書）について、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けております。

社内の監査としては、監査役が行う会社法上の監査に加え、代表取締役社長の直轄部門として被監査部門から独立した立場の内部監査室を設置し、各部門が保有する各種リスクを踏まえた業務遂行状況の適正性・実効性を検証・評価し被監査部門および取締役会に課題を中心に提言を行っています。

## 7

### CSR（企業の社会的責任）

弊社が所属するSBIグループは、CSR（企業の社会的責任）活動に積極的に取り組んでおり、その一つとして「公益財団法人SBI子ども希望財団」を中核に、児童福祉問題に取り組んでいます。弊社はSBIグループの一員として、SBI子ども希望財団が後援する「オレンジリボン・キャンペーン」（児童虐待防止の社会的啓発運動）に賛同し、役職員がオレンジリボンを着用するなど、社内外への普及・啓発活動に取り組んでいます。

## 8

### 個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

弊社は、「個人情報の保護に関する法律」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応し、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を定めております。お預かりしたお客さまの情報については、お客さまの立場に立って適正に取り扱い、安全管理措置を講じ情報漏えい防止に努めてまいります。今後も弊社及びグループ会社従業員、代理店、外部委託先に対する指導、教育、監督を徹底し、お客さまの情報保護に全力をあげて取り組んでまいります。

#### 個人情報保護方針

##### お客さまの情報の取り扱いに係る弊社方針

お客さまからご提供いただいた個人情報は、弊社の商品・サービス・情報をご提供するためになくてはならないものであり、お客さまの情報を安全に管理し適正に利用することが、弊社の重要な社会的責任であると認識しております。

ここに「お客さまの情報の取り扱いに係る弊社方針」を定め、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の安全管理については金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針にしたがって、万全を尽くしてまいりますことを宣言いたします。

\*本方針における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

#### 1 情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

弊社は、保険見積データ、保険契約データ、保険金請求書類、お問い合わせ、アンケートなどにより、個人情報を取得します。

取得に際しましては、インターネット上でお客さまが入力した情報や、お電話や書面などでお伝えいただいた情報について、録音または記録を行うことがあります。

# Ⅲ 保険会社の運営

## 2 情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5、6に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客さまにとって明確となるよう具体的に定め、下記の通りWebサイトなどにより公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、Webサイトなどにより公表します。

- (1) 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
- (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
- (3) 弊社が有する債権の回収
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
- (6) 保険契約の維持・管理
- (7) 保険制度の健全な運営
- (8) 弊社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
- (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
- (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケートの実施
- (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
- (12) 以下のサイトに記載されているSBIグループ企業(以下「SBIグループ企業」といいます。)および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内  
<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>
- (13) 問い合わせ・依頼などへの対応  
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得ることとします。

## 3 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) SBIグループ企業との間で共同利用を行う場合(下記「5 個人情報の共同利用」をご覧ください。)
- (4) 損害保険会社などの間で共同利用を行う場合(下記「6 情報交換制度など」をご覧ください。)

## 4 個人データの取り扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。弊社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取り扱いを委託しています。

※(4)については、下記9の個人番号および特定個人情報を含みます。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務
- (4) 個人番号関係事務に関わる業務

## 5 個人情報の共同利用

弊社は、弊社が保有する第1号に記載する個人情報について、第2号に記載されている者との間で共同利用させていただくことがあります。ただし、第1号エに記載の採用応募者に関する個人情報については、第3号オに記載する目的でのみ利用させていただきます。また、金融商品取引法、保険業法、その他の関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

### (1) 共同利用される個人情報の項目

ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他個人の属性に関する情報

イ. お取引の履歴、ポイント情報、お取引いただいている各種商品やサービス等の種類、その他のお取引に関する情報

ウ. 顧客番号、取引番号等の管理番号など、お取引の管理に必要な情報

エ. SBIグループ企業への採用応募者の氏名、性別、電子メールアドレス、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、志望動機等の採用応募者に関する情報

### (2) 共同利用者の範囲

**SBIグループ企業** なお、共同利用者は随時変更されることがあります。

### (3) 共同利用の利用目的

ア. SBIグループ企業が提供するサービスの会員としてサービスをご利用いただく場合

SBIグループ企業に登録された会員としてサービスをご利用いただく場合、ログイン時およびログイン後における本人認証、各種画面における会員情報を自動的に表示する等、会員の利便性を向上させるため

イ. SBIグループ企業とのお取引の遂行

SBIグループ企業に対して商品または役務の予約、購入、懸賞などの応募、その他のお取引を申し込まれた場合には、商品の配送、役務の提供、代金決済、お問い合わせへの対応、SBIグループ企業からのお問い合わせ、関連するアフターサービス、その他取引遂行にあたって必要な業務のため

ウ. SBIグループ企業の広告宣伝またはマーケティング

- ・ SBIグループ企業による各種メールマガジンなどの情報提供のため
- ・ SBIグループ企業のサービスについての電子メール、郵便、電話などによる情報提供のため
- ・ 性別、年齢、居住地、趣味・嗜好などの属性または購入履歴、SBIグループ企業の運営するウェブサイトの閲覧履歴などに応じて、SBIグループ企業の提供するコンテンツや広告を提供するため
- ・ SBIグループ企業のサービスの利用状況を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をするため
- ・ アンケート、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送およびこれに関連した応募者への連絡のため

エ. お問い合わせへの対応

SBIグループ企業に対する電子メール、郵送または電話などの方法によるお問い合わせに対応するため

オ. 求人、採用

SBIグループ企業への就職をご希望のうえで履歴書、職務経歴書等の人事情報をご提出された方の個人情報、SBIグループ企業の人事採用選考活動のため

カ. その他業務に付随する場合

上記アからオに付随して、SBIグループ企業のサービス提供にあたって必要な利用

キ. その他

SBIグループ企業が提供する各サービスにおいて、上記アからカ以外の目的で個人情報を利用する場合があります。その場合には、当該SBIグループ企業が提供するサービスのウェブサイト上にその旨を掲載いたします。

**(4) 個人情報の管理について責任を有する者の名称**

SBIホールディングス株式会社

**(5) 共同利用に関するお問い合わせ先**

SBIホールディングス株式会社 総務人事部

TEL：03-6229-0100(代表)

## 6 情報交換制度など

**(1) 損保業界の情報交換制度について**

弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)または損害保険料率算出機構のホームページ(<http://www.giroj.or.jp/>)をご覧ください。

**(2) 代理店等情報の確認業務について**

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託などのために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験などの合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細(管理責任者、共同利用する項目等)につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

## 7 信用情報の取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

## 8 機微(センシティブ)情報の取り扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条に基づき、同法令等に規定されている機微(センシティブ)情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・ 保険会社として適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員などの機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令などに基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

# Ⅲ 保険会社の運営

## 9 特定個人情報の取扱い

弊社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5、6の共同利用も行いません。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、4、10、12、13をご覧ください。

## 10 個人データの安全管理

弊社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

## 11 継続的な取組み

弊社は、お客さまからご提供いただいた情報の適切な取り扱いについて、従業員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続的・恒常的な見直しを図ります。また、定期的に監査を行い、この方針を実践・遵守するとともにお客さまの情報保護の継続的改善に取組んでまいります。

## 12 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知・開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「13. お問い合わせ窓口」までお申し出ください。弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。また、保有個人データ、個人番号および特定個人情報についてご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。

## 13 お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、個人番号および特定個人情報の取り扱いに関する苦情・ご相談に対し適切・迅速に対応いたします。弊社の個人情報、個人番号および特定個人情報の取り扱いや保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

### SBI損害保険株式会社

【電 話】 03-6229-0060(本社大代表) ～所管部署をご案内します～  
(受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および12/31～1/3を除きます。)

なお、ご契約内容のお問い合わせはSBI損保サポートデスクへお願いいたします。

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

### お問い合わせ先

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

【所在地】 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階  
【電 話】 03-3255-1470  
(受付時間：午前9時～午後5時 土・日曜日、祝日および年末年始を除きます。)

ホームページアドレス(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 9 反社会的勢力に対する基本方針

弊社では、社会の秩序や安全を確保するため、および保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、平成20年12月19日開催の取締役会にて「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。当基本方針については下記のとおりです。

### 反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係遮断に努めます。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
3. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
4. 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
5. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
6. 反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

## 10 利益相反管理方針の概要

弊社では下記方針に基づく態勢を構築し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反取引等の管理に努めています。

### 利益相反管理方針

当社は、以下の方針に基づき、当社または当社の親金融機関等（以下「当社グループ会社」といいます。）が行う保険関連業務、金融商品関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

#### 1 法令等の遵守

当社および当社グループ会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

#### 2 利益相反のおそれのある取引

##### (1) 対象となる取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、お客さまと当社または当社グループ会社、あるいはお客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの間で行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

## (2) 利益相反のおそれのある取引の特定方法と類型

当社では以下の類型に該当する取引のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かについて、利益相反管理統括部門が適切な特定を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を管理・遂行します。

	お客さまと当社または当社グループ会社	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社または当社グループ会社の利害が対立する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと当社または当社グループ会社の他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社の他のお客さまが利益を得る取引

## 3 利益相反管理方法

当社は、「利益相反のおそれのある取引」を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、またはこれらの方法を組み合わせることにより、当該取引を適切に管理します。

(なお、次に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置が採られるとは限りません。)

- 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法  
(ただし、当社または当社グループ会社が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

## 4 利益相反管理体制

当社は、利益相反の適切な管理を確保するため、他の部門から独立した利益相反管理統括部門を設置します。

利益相反管理統括部門は、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括するとともに、その適切性、有効性を定期的に検証し、継続的に改善を図ります。

また、利益相反管理統括部門は、当社の役職員に対して研修・教育を実施することにより、「利益相反のおそれのある取引」について周知徹底を図ります。

## 5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当社および当社グループ会社です。

なお、当社は当社グループの業務の特性を考慮し、法令では規定されない会社が行う取引についても留意するものとします。

利益相反管理の対象となる主要なグループ会社は別表のとおりです。

(別表)

- 住信SBIネット銀行株式会社
- 株式会社SBI証券
- SBIジャパンネクスト証券株式会社
- SBIアセットマネジメント株式会社
- SBIエステートマネジメント株式会社
- SBI少額短期保険株式会社
- SBIいきいき少額短期保険株式会社
- SBI生命保険株式会社

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 1 直近の事業年度における事業の概況

### 【業績の概況】

当年度の業績は、保険引受収益が24,983百万円、資産運用収益が26百万円、その他経常収益が17百万円となり、これらを合計した経常収益は前年度に比べ0.9%増加して25,027百万円となりました。

一方、経常費用は保険引受費用が19,106百万円、営業費及び一般管理費が5,801百万円、その他経常費用が1,752百万円となり、前年度に比べ1.9%減少して26,661百万円となりました。

この結果、経常損失は1,634百万円、当期純損失は1,633百万円となりました。

### 【保険引受の概況】

損害保険会社の売上規模を示す指標として用いられる元受正味保険料は、前年度に比べ12.7%増加して29,055百万円、正味収入保険料は前年度に比べ4.2%減少して23,701百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は17,738百万円、損害調査費は2,661百万円となった結果、正味損害率は86.1%となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は5,774百万円、諸手数料及び集金費は△1,366百万円となった結果、正味事業費率は18.6%となりました。これらに支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受利益は、102百万円となりました。

### 【資産運用の概況】

当年度末の総資産は前年度に比べ2.8%減少して34,537百万円、運用資産は前年度に比べ0.3%増加して24,352百万円となりました。運用資産のうち16,869百万円を銀行預金、5,999百万円を買い入金債権、1,420百万円を有価証券で運用しており、当年度の利息及び配当金収入は33百万円となりました。

### 【対処すべき課題】

当社は、中期経営計画の最終事業年度にあたる平成29年3月期においても、期間損益(IFRSベース)の黒字維持に努めるとともに、より安定的な事業基盤を確立するため、既存商品の拡販や新商品の発売によってトップラインの拡大に取り組むことが課題です。また、顧客数が100万人に迫る損害保険会社の社会的義務として、顧客から十分に信頼される企業運営を行っていくため、経営管理態勢および各種リスク管理態勢の強化を図ることが課題です。

## 平成27年度決算のしくみ

(単位:百万円)

経常収益	25,027	—	経常費用	26,661
保険引受収益	24,983		保険引受費用	19,106
資産運用収益	26		資産運用費用	0
その他経常収益	17		営業費及び一般管理費	5,801
			その他経常費用	1,752
経常損失				1,634
		+		
特別損失				0
		+		
法人税及び住民税、法人税等調整額				△1
当期純損失				1,633

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

年度 項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	正味収入保険料	13,933	19,136	22,859	24,747
経常収益	13,956	19,164	22,906	24,797	25,027
経常損失	5,315	7,543	5,783	2,394	1,634
当期純損失	5,449	7,554	5,943	2,440	1,633
資本金	9,650	13,050	16,050	16,500	16,500
(発行済株式総数)	(668,159株)	(2,720,536株)	(4,720,536株)	(5,020,537株)	(5,020,537株)
純資産額	11,444	10,690	10,747	9,206	7,577
総資産額	27,347	31,905	35,165	35,537	34,537
特別勘定又は積立勘定 として経理された資産額	—	—	—	—	—
責任準備金残高	8,802	11,293	13,327	13,840	12,572
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	70	1,644	1,056	3,290	1,420
単体ソルベンシー・マージン比率(注)	580.5%	342.5%	391.5%	349.3%	330.5%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	409名	416名	433名	409名	431名

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

## 3 直近の事業年度における業務の状況を示す指標等

### 1. 主要な業務の状況を示す指標等

#### ① 正味収入保険料

(単位:百万円)

年度 種目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車	22,534	98.6	18.7	24,277	98.1	7.7	23,069	97.3	△5.0
自動車損害賠償責任	221	1.0	81.6	277	1.1	25.0	280	1.2	1.1
その他	103	0.4	208.6	192	0.8	86.7	351	1.5	82.5
(うち費用・利益)	(103)	(0.4)	(208.6)	(192)	(0.8)	(86.7)	(351)	(1.5)	(82.5)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	22,859	100.0	19.5	24,747	100.0	8.3	23,701	100.0	△4.2

(注)正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

## ② 元受正味保険料

(単位:百万円)

年度 種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	23,156	99.6	18.7	25,595	99.3	10.5	28,704	98.8	12.1
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	103	0.4	208.6	192	0.7	86.7	351	1.2	82.5
(うち費用・利益)	(103)	(0.4)	(208.6)	(192)	(0.7)	(86.7)	(351)	(1.2)	(82.5)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	23,260	100.0	19.1	25,788	100.0	10.9	29,055	100.0	12.7

(注)元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

## ③ 受再正味保険料

(単位:百万円)

年度 種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	0	0.2	47.1	0	0.2	32.6	0	0.3	15.0
自動車損害賠償責任	221	99.8	81.6	277	99.8	25.0	280	99.7	1.1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち費用・利益)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	222	100.0	81.5	277	100.0	25.0	281	100.0	1.2

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

## ④ 支払再保険料

(単位:百万円)

年度 種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	622	100.0	19.8	1,318	100.0	111.8	5,635	100.0	327.3
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち費用・利益)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	622	100.0	19.8	1,318	100.0	111.8	5,635	100.0	327.3

(注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## ⑤ 解約返戻金

(単位:百万円)

種 目	年 度		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災	-	-	-
海上	-	-	-
傷害	-	-	-
自動車	174	196	225
自動車損害賠償責任	3	5	7
その他	0	0	0
(うち費用・利益)	(0)	(0)	(0)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合計	178	202	234

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

## ⑥ 保険引受利益

(単位:百万円)

種 目	年 度		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保険引受収益	22,864	24,756	24,983
保険引受費用	21,076	19,705	19,106
営業費及び一般管理費	5,809	5,720	5,774
その他収支	△0	△0	△0
保険引受利益	△4,021	△669	102

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。  
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税等相当額などです。

## 【保険種目別保険引受利益】

(単位:百万円)

種 目	年 度		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
火災	-	-	-
海上	-	-	-
傷害	-	-	-
自動車	△3,552	△188	464
自動車損害賠償責任	-	-	-
その他	△469	△480	△361
(うち費用・利益)	(△469)	(△480)	(△361)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)
合計	△4,021	△669	102

## ⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%	金額	構成比%	正味損害率%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	14,015	99.4	73.0	16,377	99.0	78.3	17,495	98.6	87.2
自動車損害賠償責任	67	0.5	30.6	137	0.8	49.6	203	1.1	72.6
その他	12	0.1	44.0	34	0.2	34.4	39	0.2	19.8
(うち費用・利益)	(12)	(0.1)	(44.0)	(34)	(0.2)	(34.4)	(39)	(0.2)	(19.8)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	14,096	100.0	72.4	16,549	100.0	77.6	17,738	100.0	86.1

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。  
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料 × 100

⑧ 元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		14,770	99.9	16,934	99.8	19,003	99.8
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		12	0.1	34	0.2	39	0.2
(うち費用・利益)		(12)	(0.1)	(34)	(0.2)	(39)	(0.2)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		14,783	100.0	16,968	100.0	19,042	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

⑨ 受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		67	100.0	137	100.0	203	100.0
その他		-	-	-	-	-	-
(うち費用・利益)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		67	100.0	137	100.0	203	100.0

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

⑩ 回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		-	-	-	-	-	-
自動車		754	100.0	556	100.0	1,507	100.0
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち費用・利益)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計		754	100.0	556	100.0	1,507	100.0

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 2. 保険契約に関する指標等

### ① 契約者配当金

該当ありません。

### ② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	73.0	24.6	97.6	78.3	20.9	99.2	87.2	16.7	103.9
自動車損害賠償責任	30.6	-	30.6	49.6	-	49.6	72.6	-	72.6
その他	44.0	478.4	522.4	34.4	289.6	324.0	19.8	161.1	180.8
(うち費用・利益)	(44.0)	(478.4)	(522.4)	(34.4)	(289.6)	(324.0)	(19.8)	(161.1)	(180.8)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	72.4	26.4	98.8	77.6	22.8	100.4	86.1	18.6	104.7

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

### ③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

年度 種 目	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	89.4	26.0	115.4	78.7	22.3	101.0	81.4	20.3	101.6
その他	68.2	571.6	639.8	48.7	341.1	389.8	31.1	180.8	211.9
(うち費用・利益)	(68.2)	(571.6)	(639.8)	(48.7)	(341.1)	(389.8)	(31.1)	(180.8)	(211.9)
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	89.3	28.2	117.5	78.5	24.4	102.9	80.8	22.1	102.9

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率=発生損害率+事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 第三分野保険のがん治療費用保険は、その他のうち費用・利益に記載しています。

### ④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国内契約	100%	100%	100%
海外契約	-%	-%	-%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

### ⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

年度	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成27年度	1 (-)	100% (-%)
平成26年度	1 (-)	100% (-%)

(注) 1.出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

2.( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

### ⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし・不明・BB 以下)	合計
平成27年度	100% (-%)	-% (-%)	-% (-%)	100% (-%)
平成26年度	100% (-%)	-% (-%)	-% (-%)	100% (-%)

(注) 1.特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、S&P社の格付を使用しています。

2.( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

### ⑦ 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種目計	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 年度開始時の未収再保険金	167 (-)	118 (-)	89 (-)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	754 (-)	556 (-)	1,507 (-)
3 当該年度回収等	803 (-)	586 (-)	1,121 (-)
4 $1 + 2 - 3 =$ 年度末の未収再保険金	118 (-)	89 (-)	475 (-)

(注) 1.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2.( )内は、第三分野保険に関する数値を表しております。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 3. 経理に関する指標等

### ① 支払備金及び責任準備金の額

#### 【支払備金】

(単位:百万円)

年度 種 目	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
	火災	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	7,958	7,981	8,008
自動車損害賠償責任	39	66	84
その他	20	33	61
(うち費用・利益)	(20)	(33)	(61)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	8,018	8,082	8,155

#### 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成23年度	2,480	1,564	1,315	△399
平成24年度	4,817	2,805	1,838	173
平成25年度	6,656	4,231	2,696	△270
平成26年度	8,690	5,709	3,228	△247
平成27年度	8,366	6,099	3,164	△897

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

#### 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

##### ○ 自動車

(単位:百万円)

事故発生年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
事故発生年度末	10,816			14,442			16,518			16,377			18,471		
累計保険金 + 支払備金															
1年後	10,629	0.98	△187	14,418	1.00	△24	16,442	1.00	△75	16,810	1.03	433			
2年後	10,824	1.02	195	14,697	1.02	278	16,513	1.00	70						
3年後	10,850	1.00	25	14,980	1.02	283									
4年後	11,000	1.01	150												
最終損害見積り額				11,000			14,980			16,513			16,810		
累計保険金				10,779			14,632			15,702			15,108		
支払備金				221			347			811			1,702		
															5,556

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

4. 「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

○ 傷 害 該当ありません。

○ 賠償責任 該当ありません。

【責任準備金】 (単位:百万円)

年 度 種 目	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
火災	—	—	—
海上	—	—	—
傷害	—	—	—
自動車	13,038	13,394	12,004
自動車損害賠償責任	253	374	447
その他	35	71	120
(うち費用・利益)	(35)	(71)	(120)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)
合計	13,327	13,840	12,572

責任準備金の内訳

<平成27年度末>

(単位:百万円)

内 訳 種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	11,264	740	—	—	—	12,004
自動車損害賠償責任	447	—	—	—	—	447
その他	98	21	—	—	—	120
(うち費用・利益)	(98)	(21)	(—)	(—)	(—)	(120)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	11,810	762	—	—	—	12,572

<平成26年度末>

(単位:百万円)

内 訳 種 目	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	計
火災	—	—	—	—	—	—
海上	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—
自動車	12,615	779	—	—	—	13,394
自動車損害賠償責任	374	—	—	—	—	374
その他	60	10	—	—	—	71
(うち費用・利益)	(60)	(10)	(—)	(—)	(—)	(71)
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち信用・保証)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	13,051	789	—	—	—	13,840

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## ② 責任準備金積立水準

区分	平成26年度	平成27年度
積立方式	標準責任準備金	標準責任準備金
標準責任準備金対象契約		
標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。  
 2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。  
 3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)  
 (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)  
 (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金  
 (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## ③ 引当金明細表

<平成27年度>

(単位:百万円)

区分	平成26年度末 残高	平成27年度 増加額	平成27年度減少額		平成27年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	—	—	—	—
再保険手数料引当金	—	—	—	—	—
価格変動準備金	0	0	—	—	1
合計	0	0	—	—	1

<平成26年度>

(単位:百万円)

区分	平成25年度末 残高	平成26年度 増加額	平成26年度減少額		平成26年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	—	—	—	—
再保険手数料引当金	—	—	—	—	—
価格変動準備金	0	0	—	—	0
合計	0	0	—	—	0

## ④ 貸付金償却

該当ありません。

## ⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

資本金等明細表につきましては、53ページの株主資本変動計算書をご参照ください。

## ⑥ 損害率の上昇に対する経常損失の変動

### <平成27年度>

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li> <li>○経常損失の増加額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常損失の増加額	247百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額779百万円

### <平成26年度>

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li> <li>○経常損失の増加額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>
経常損失の増加額	241百万円(注)異常危険準備金残高の取崩額722百万円

(注)自動車損害賠償責任保険については、ノース・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

## ⑦ 事業費

(単位:百万円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	2,325	2,386	2,502
物件費	5,768	5,814	5,771
税金	185	188	188
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	226	△82	△1,366
合計	8,504	8,306	7,096

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## 4. 資産運用に関する指標等

### ① 資産運用の概況

(単位:百万円)

区 分	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
預貯金	21,818	62.0	10,928	30.8	16,869	48.8
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	9,997	28.1	5,999	17.4
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	1,056	3.0	3,290	9.3	1,420	4.1
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	89	0.3	73	0.2	62	0.2
運用資産計	22,964	65.3	24,291	68.4	24,352	70.5
総資産	35,165	100.0	35,537	100.0	34,537	100.0

### ② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

区 分	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
	金額	利回り%	金額	利回り%	金額	利回り%
預貯金	2	0.01	2	0.01	1	0.01
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	5	0.13	11	0.13
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	18	1.44	13	0.85	20	0.73
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	20	0.10	21	0.09	33	0.14
その他	—	/	—	/	—	/
合計	20	/	21	/	33	/

③ 海外投融資残高及び海外投融資利回り

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	—	—	2,000	100.0	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	2,000	100.0	—	—
合計	—	—	2,000	100.0	—	—	
海外投融資利回り		—		0.20		0.26	

④ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑤ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
		金額	構成比%	金額	構成比%	金額	構成比%
国債		—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		1,016	96.2	1,216	37.0	1,218	85.8
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		—	—	2,000	60.8	—	—
その他の証券		40	3.8	74	2.2	201	14.2
合計		1,056	100.0	3,290	100.0	1,420	100.0

⑥ 保有有価証券利回り

(単位:%)

区 分	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
公社債		1.49	1.20	1.37
株式		—	—	—
外国証券		—	0.20	0.26
その他の証券		0.00	0.00	0.00
合計		1.44	0.85	0.73

# IV 保険会社の主要な業務に関する事項

## ⑦ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<平成27年度末>

(単位:百万円)

区分	残存期間						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	102	308	200	607	—	1,218
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	102	—	—	—	99	201
合計	—	204	308	200	607	99	1,420

<平成26年度末>

(単位:百万円)

区分	残存期間						合計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国債	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	104	—	505	606	—	1,216
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	2,000	—	—	—	—	—	2,000
その他の証券	—	—	74	—	—	—	74
合計	2,000	104	74	505	606	—	3,290

## ⑧ 業種別保有株式の額

該当ありません。

## ⑨ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

## ⑩ 担保別貸付金残高

該当ありません。

## ⑪ 使途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

## ⑫ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

## ⑬ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
土 地		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
建 物		89	73	62
営業用		89	73	62
賃貸用		—	—	—
建設仮勘定		—	20	4
営業用		—	20	4
賃貸用		—	—	—
合 計		89	94	67
営業用		89	94	67
賃貸用		—	—	—
リース資産		36	1	—
その他の有形固定資産		85	93	92
有形固定資産合計		211	188	160

⑮ 支払承諾の残高内訳

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末	
			口数	金額	口数	金額	口数	金額
融資に係る保証			—	—	—	—	—	—
社債に係る保証			—	—	—	—	—	—
資産の流動化に係る保証			—	—	—	—	—	—
その他			—	—	1	500	1	500
合計			—	—	1	500	1	500

⑯ 支払承諾見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
有価証券		—	—	—
不動産・動産・財団		—	—	—
指名債権		—	—	—
保証		—	—	—
信用		—	500	500
その他		—	—	—
合計		—	500	500

5. 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高	該当ありません。
② 特別勘定資産	該当ありません。
③ 特別勘定の運用収支	該当ありません。

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## 1 計算書類等

### 1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成26年度末 (平成27年3月31日現在)	平成27年度末 (平成28年3月31日現在)	科 目	平成26年度末 (平成27年3月31日現在)	平成27年度末 (平成28年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
現金及び預貯金	10,928	16,869	保険契約準備金	21,923	20,728
預貯金	10,928	16,869	支払備金	8,082	8,155
買入金銭債権	9,997	5,999	責任準備金	13,840	12,572
有価証券	3,290	1,420	その他負債	3,813	5,647
社債	1,216	1,218	再保険借	923	2,409
外国証券	2,000	—	未払法人税等	81	73
その他の証券	74	201	未払金	592	566
有形固定資産	188	160	仮受金	1,925	2,420
建物	73	62	リース債務	213	100
リース資産	1	—	資産除去債務	71	73
建設仮勘定	20	4	その他の負債	5	5
その他の有形固定資産	93	92	価格変動準備金	0	1
無形固定資産	2,058	1,759	繰延税金負債	92	82
ソフトウェア	1,831	1,624	支払承諾	500	500
リース資産	127	58	負債の部合計	26,330	26,959
その他の有形固定資産	99	76	<b>純資産の部</b>		
その他資産	8,573	7,828	資本金	16,500	16,500
再保険貸	89	475	資本剰余金	16,400	16,400
未収金	3,306	3,545	資本準備金	16,400	16,400
預託金	224	222	利益剰余金	△23,694	△25,328
仮払金	1,445	1,812	その他利益剰余金	△23,694	△25,328
保険業法第113条繰延資産	3,501	1,750	繰越利益剰余金	△23,694	△25,328
その他の資産	6	20	株主資本合計	9,205	7,571
支払承諾見返	500	500	<del>その他有価証券</del>		
資産の部合計	35,537	34,537	<del>評価差額金</del>	1	5
			評価・換算差額等合計	1	5
			純資産の部合計	9,206	7,577
			負債及び		
			純資産の部合計	35,537	34,537

### (重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券(現金及び預貯金又は買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価基準及び評価方法
  - (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法(定額法)によっております。
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
期末日の市場価格等による時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
2. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。  
有形固定資産(リース資産を除く)・・・定率法  
リース資産・・・定額法
3. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
4. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
6. 保険業法第113条繰延資産の償却は定款の規定に基づき行っております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は345百万円であります。
2. 関係会社に対する金銭債権の総額は35百万円、金銭債務の総額は104百万円であります。
3. 繰延税金資産の総額は7,388百万円、繰延税金負債の総額は513百万円であります。  
繰延税金資産の主な原因は税務上の繰越欠損金6,770百万円であり、繰延税金負債の主な原因は保険業法第113条繰延資産494百万円であります。  
なお、繰延税金資産の算出にあたって、評価性引当額7,283百万円を控除しており、繰延税金負債の算出にあたって、税金の支払が発生しないことが合理的と判断される額325百万円を控除しております。  
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.85%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.24%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.00%となります。  
また、欠損金の繰越控除制度において、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額が、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額が、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされます。  
この税率変更及び控除限度額の変更に伴い、繰延税金負債は6百万円増加し、当期純損失は6百万円増加しております。
4. (1) 金融商品の状況に関する事項  
資金運用については預貯金及び買入金銭債権を中心に運用を行っております。  
買入金銭債権はコマーシャルペーパー、有価証券は債券及び組合出資金であり、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されております。未収金は営業債権であり、信用リスクに晒されております。  
再保険貸及び再保険借は再保険に伴う債権債務であります。未払金は1年以内に支払期日が到来する債務であります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)				(注1)金融商品の時価の算定方法
	貸借対照表計上額	時価	差額	
① 現金及び預貯金	16,869	16,869	—	【資産】 ①現金及び預貯金、②買入金銭債権、④再保険貸、⑤未収金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 ③有価証券 時価については、期末日の市場価格等によっております。
② 買入金銭債権	5,999	5,999	—	
③ 有価証券				
その他有価証券	1,218	1,218	—	【負債】 ①再保険借、②未払金 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
④ 再保険貸	475	475	—	
⑤ 未収金	3,545	3,545	—	
資産計	28,109	28,109	—	
① 再保険借	2,409	2,409	—	
② 未払金	566	566	—	(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、【③有価証券】には含めておりません。 出資金(貸借対照表計上額201百万円)について、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。
負債計	2,975	2,975	—	

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## 5. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	8,775百万円
同上に係る出再支払備金	704百万円
差引(イ)	8,070百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)	84百万円
計(イ+ロ)	8,155百万円

## (2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	15,644百万円
同上に係る出再責任準備金	4,281百万円
差引(イ)	11,363百万円
その他の責任準備金(ロ)	1,209百万円
計(イ+ロ)	12,572百万円

## 6. 1株当たりの純資産額は1,509円33銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は7,577百万円、普通株式の期末株式数は5,020,537株であります。

## 7. 重要な後発事象

当社は、平成28年4月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のとおり劣後特約付無担保社債を発行しております。

銘柄	SBI損害保険株式会社 第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び適格機関投資家限定)
発行総額	5億円
各社債の金額	金1億円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円
償還金額	各社債の金額100円につき金100円
払込期日	平成28年5月11日
償還期限	平成38年5月11日(ただし、平成33年5月11日以降の各利息支払期日に、償還要件の充足を前提に期限前償還が可能)
利率	平成28年5月11日の翌日から平成33年5月11日まで みずほ銀行短期プライムレート+1.625% 平成33年5月11日の翌日以降 みずほ銀行短期プライムレート+2.975%
担保	なし
資金使途	投資資金および運転資金

## 8. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成26年度	平成27年度
	(平成26年4月1日～平成27年3月31日)	(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
<b>経常収益</b>	24,797	25,027
<b>保険引受収益</b>	24,756	24,983
正味収入保険料	24,747	23,701
積立保険料等運用益	8	13
責任準備金戻入額	—	1,267
その他保険引受収益	0	0
<b>資産運用収益</b>	26	26
利息及び配当金収入	21	33
その他の運用収益	13	6
積立保険料等運用益振替	△8	△13
<b>その他経常収益</b>	14	17
<b>経常費用</b>	27,191	26,661
<b>保険引受費用</b>	19,705	19,106
正味支払保険金	16,549	17,738
損害調査費	2,661	2,661
諸手数料及び集金費	△82	△1,366
支払備金繰入額	63	72
責任準備金繰入額	513	—
<b>資産運用費用</b>	0	0
<b>営業費及び一般管理費</b>	5,728	5,801
<b>その他経常費用</b>	1,757	1,752
支払利息	3	0
保険業法第113条繰延資産償却費	1,750	1,750
株式交付費	3	—
その他の経常費用	1	1
<b>経常損失</b>	2,394	1,634
<b>特別損失</b>	1	0
固定資産処分損	1	—
価格変動準備金繰入額	0	0
<b>税引前当期純損失</b>	2,395	1,635
<b>法人税及び住民税</b>	10	10
<b>法人税等調整額</b>	34	△12
<b>法人税等合計</b>	44	△1
<b>当期純損失</b>	2,440	1,633

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は1百万円、費用の総額は1,126百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	29,336百万円
支払再保険料	5,635百万円
差引	23,701百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料	282百万円
出再保険手数料	1,648百万円
差引	△1,366百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	1,684百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	2,997百万円
差引(イ)	△1,313百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	45百万円
計(イ)+(ロ)	△1,267百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	19,246百万円
回収再保険金	1,507百万円
差引	17,738百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	408百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	353百万円
差引(イ)	54百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(ロ)	18百万円
計(イ)+(ロ)	72百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	1百万円
買入金銭債権利息	11百万円
有価証券利息・配当金	20百万円
計	33百万円

3. 1株当たりの当期純損失の額は325円36銭であります。算定上の基礎である当期純損失は1,633百万円でありその全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は5,020,537株であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社の 子会社	株式会社 ゼウス	—	決済代行委託取引	保険料の 収納代行	23,420	未収金	2,732
				収納代行 手数料(注)1	441	—	—
親会社の 子会社	SBIレミット 株式会社	—	与信取引先	債務保証	500	支払承諾見返	500
				保証料の 受取(注)2	5	前受収益	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 収納代行手数料は、市場の実勢価格を勘案して交渉の上で決定しております。
2. 保証料については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

5. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成26年度	平成27年度
		(平成26年4月1日～平成27年3月31日)	(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益(△は損失)		△2,395	△1,635
減価償却費		979	761
固定資産処分損		1	—
株式交付費		3	—
保険業法第113条繰延資産の増減額(△は増加)		1,750	1,750
支払備金の増減額(△は減少)		63	72
責任準備金の増減額(△は減少)		513	△1,267
価格変動準備金の増減額(△は減少)		0	0
利息及び配当金収入		△21	△33
支払利息		3	0
再保険貸の増減額(△は増加)		29	△386
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△390	△622
再保険借の増減額(△は減少)		789	1,485
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		224	449
その他		△4	3
	小 計	1,546	578
利息及び配当金の受取額		18	34
利息の支払額		△3	△0
法人税等の支払額		△14	△10
	営業活動によるキャッシュ・フロー	1,547	602
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		△2,225	△125
有価証券の売却・償還による収入		—	2,000
	資産運用活動計	△2,225	1,875
	(営業活動及び資産運用活動計)	(△677)	(2,477)
有形固定資産の取得による支出		△62	△32
無形固定資産の取得による支出		△904	△391
資産除去債務の履行による支出		△25	—
預託金の差入による支出		△7	△1
預託金の回収による収入		47	3
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,176	1,453
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
株式の発行による収入		896	—
リース債務の返済による支出		△158	△113
	財務活動によるキャッシュ・フロー	737	△113
<b>IV 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>			
		—	—
<b>V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>			
		△891	1,942
<b>VI 現金及び現金同等物期首残高</b>			
		21,818	20,926
<b>VII 現金及び現金同等物期末残高</b>			
		20,926	22,869

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## (キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

### 1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目と金額の関係

	(平成28年3月31日現在)
現金及び預貯金	16,869百万円
買入金銭債権	5,999百万円
現金及び現金同等物	22,869百万円

### 3. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

### 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 4. 損失処理の状況及び諸指標

(単位:百万円)

区 分	年 度	
	平成26年度	平成27年度
当期末処理損失	2,440	1,633
損失処理額	—	—
次期繰越損失	2,440	1,633
利益金に関する 諸指標	一株当たり配当額	—円—銭
	一株当たり当期純損失金額	513円31銭
	配当性向	—%

(注) 1株当たり当期純損失金額は[当期純損失÷期中平均株数]により算出しております。

## 5. 株主資本等変動計算書

<平成27年度>

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産合計
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,500	16,400	16,400	△23,694	△23,694	9,205	1	1	9,206
当期変動額									
当期純損失(△)				△1,633	△1,633	△1,633			△1,633
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							4	4	4
当期変動額合計	—	—	—	△1,633	△1,633	△1,633	4	4	△1,629
当期末残高	16,500	16,400	16,400	△25,328	△25,328	7,571	5	5	7,577

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,020	—	—	5,020

#### 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成26年度>

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等	純資産合計
	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計			
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,050	15,950	15,950	△21,254	△21,254	10,745	1	1	10,747
当期変動額									
新株の発行	450	450	450			900			900
当期純損失(△)				△2,440	△2,440	△2,440			△2,440
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							0	0	0
当期変動額合計	450	450	450	△2,440	△2,440	△1,540	0	0	△1,540
当期末残高	16,500	16,400	16,400	△23,694	△23,694	9,205	1	1	9,206

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,720	300	—	5,020

(注) 当事業年度中の増加株式数300千株は、親会社SBIホールディングス株式会社に対する第三者割当増資によるものであります。

#### 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## 2 リスク管理債権

1. 破綻先債権	該当ありません。
2. 延滞債権	該当ありません。
3. 3ヵ月以上延滞債権	該当ありません。
4. 貸付条件緩和債権	該当ありません。

## 3 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 4 債務者区分に基づいて区分された債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当ありません。
2. 危険債権	該当ありません。
3. 要管理債権	該当ありません。
4. 正常債権	該当ありません。

## 5 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

区 分	平成26年度	平成27年度 (単位:百万円)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	6,498	6,593
資本金又は基金等	5,704	5,821
価格変動準備金	0	1
危険準備金	—	—
異常危険準備金	789	762
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	3	8
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}}+R_5+R_6]$	3,719	3,989
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )	3,398	3,659
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )	—	—
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	0	0
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )	217	156
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )	114	120
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )	200	205
単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B)\times 1/2\}]\times 100$	349.3	330.5

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)および第87条(単体リスク)ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

なお、平成26年度の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

### 【単体ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

### 【通常の予測を超える危険】

**保険引受上の危険(①)、予定利率上の危険(②)、資産運用上の危険(③)、経営管理上の危険(④)、巨大災害に係る危険(⑤)の総額**

- ① 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク):  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- ② 予定利率上の危険(予定利率リスク):  
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク):  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク):  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

### 【損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 6 時価情報等

### 1. 有価証券

① 売買目的有価証券 該当ありません。

### ② 満期保有目的の債券

<平成27年度> 該当ありません。

<平成26年度> (単位:百万円)

区分	年度	平成26年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	—	—	—
	外国証券	2,000	1,997	△2
	その他	—	—	—
	小計	2,000	1,997	△2
合計		2,000	1,997	△2

# V 直近の2事業年度における財産の状況

## ③ その他有価証券

<平成27年度>

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成27年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	1,106	1,116	9
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,106	1,116	9
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	106	102	△3
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
小計	106	102	△3	
合計		1,213	1,218	5

(注) 組合出資金(貸借対照表計上額201百万円)については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

<平成26年度>

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成26年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	906	913	6
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	906	913	6
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	306	303	△3
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
小計	306	303	△3	
合計		1,213	1,216	3

(注) 組合出資金(貸借対照表計上額74百万円)については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、上記の表に含めておりません。

### 2. 金銭の信託

該当ありません。

### 3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当ありません。

### 4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引

該当ありません。

### 5. 先物外国為替取引

該当ありません。

### 6. 有価証券関連デリバティブ取引((7)に掲げるものを除く。)

該当ありません。

### 7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当ありません。

## 7 監査法人による監査の状況

---

弊社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について弊社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

## 8 当社及びその子会社等の概況

---

該当ありません。

# 損害保険用語の解説

## 主な損害保険用語の解説(五十音順)

### あ行

#### 【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

#### 【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡または後遺障害により働けなくなった結果、その事故がなければ得られたであろう経済的利益のことです。

#### 【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることをいいます。

### か行

#### 【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

#### 【危険準備金】

保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金をいいます。

#### 【記名被保険者】

自動車保険において、契約自動車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

#### 【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定利率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

#### 【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

#### 【後遺障害】

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

#### 【交通事故証明書】

交通事故の事実を確認したことを証明するものです。事故が発生した場所を所轄する各都道府県の自動車安全運転センターに交付申請し取り付けます。

### さ行

#### 【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することをいいます。

#### 【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行う再保険のことをいいます。

プールに参加した保険会社は、保険契約をプールへ出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

#### 【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称していいます。

#### 【指定紛争解決機関】

平成21年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関をいいます。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。そんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)は、保険業法に基づく指定紛争解決機関であり、一般社団法人日本損害保険協会に設置された、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。

#### 【自賠償保険】

自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務づけられている保険で、人身事故における被害者救済を目的とした強制保険です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

#### 【支払備金】

既に発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

#### 【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことをいいます。

#### 【自由診療】

公的医療保険制度の対象となるかどうかに関わらず、公的医療保険制度を利用しないで自費負担で受ける診療をいいます。

#### 【セカンドオピニオン】

患者にとって最善と考えられる診療を患者と主治医で判断するために主治医以外の医師の意見を聞くことです。

#### 【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことをいいます。

#### 【先進医療】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる療養に限られます。）のことをいい、公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものかどうかを評価する段階にある療養です。先進医療は公的保険診療と併用することができますが、先進医療にかかる部分は全額自己負担となります。

#### 【損害保険大学課程】

一般社団法人日本損害保険協会が実施している資格認定制度で、損害保険募集人一般試験の合格者を対象にしたプログラムです。

#### 【損害保険募集人一般試験】

これから代理店登録または募集人届出をする方、すでに代理店登録または募集人登録をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験です。試験は基礎単位と商品単位で構成されており、単位ごとに5年おきの更新制です。

#### 【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠償保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行

#### 【第三分野保険】

第一分野（生命保険）、第二分野（損害保険）のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。

#### 【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

#### 【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めておき、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことをいいます。

# 損害保険用語の解説

## な行

---

### 【ノンフリート等級】

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

## は行

---

### 【払戻積立金】

積立保険および満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返れい金または保険料の払い戻し等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社においてこれに該当する保険は取扱がありません。

### 【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険金支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

### 【保険期間】

補償の対象となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については一般的には保険金をお支払いしません。

### 【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

### 【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

### 【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

### 【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

### 【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

### 【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

### 【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険および積立保険において将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

## ま行

---

### 【元受契約】

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約のことをいいます。

### 【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。



SBI損害保険 株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F 〒106-6018  
TEL 03-6229-0060 (代表)

[www.sbisonpo.co.jp](http://www.sbisonpo.co.jp)